

宇都宮大学

目 次

I	認証評価結果	2-(5)-3
II	基準ごとの評価	2-(5)-4
	基準1 大学の目的	2-(5)-4
	基準2 教育研究組織	2-(5)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(5)-9
	基準4 学生の受入	2-(5)-13
	基準5 教育内容及び方法	2-(5)-17
	基準6 学習成果	2-(5)-30
	基準7 施設・設備及び学生支援	2-(5)-32
	基準8 教育の内部質保証システム	2-(5)-39
	基準9 財務基盤及び管理運営	2-(5)-42
	基準10 教育情報等の公表	2-(5)-47
<参 考>		2-(5)-49
	i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(5)-51
	ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(5)-52
	iii 自己評価書等	2-(5)-54

I 認証評価結果

宇都宮大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 平成 22 年度より農学部附属農場が文部科学省教育関係共同利用拠点として認定され、「首都圏における食・生命・環境の複合型フィールド教育共同利用拠点」形成事業として、参加大学の要望に合わせた実習メニューの提供等の特徴的な事業を展開している。
- 教員評価の結果を、教育研究の活性化とレベル向上の促進のため、勤勉手当や昇給等に反映している。
- 工学部では、平成 26 年度より授業開発、授業改善の取組を支援するための学内経費である教育プログラム支援経費を活用し、土曜日の午前中に基礎数学、基礎物理等について学生の疑問に答える個別対応の「寺子屋」を実施している。
- 文部科学省プロジェクト経費「学生の習熟度の多様性に対応した総合的多面的英語教育改革」（平成 21 年度～23 年度）の採択を契機に、全学生に対する実践的な英語運用能力の向上を目標に、TESOL 有資格教員と外国人教員による習熟度別教育や個人クリニック、トップ層への「Honors Camp」等から編成される基盤教育英語プログラム（EPUU）を持続的に発展させている。この成果が大学英語教育学会において評価され、「平成 25 年度大学英語教育学会賞（実践賞）」を受賞している。
- 平成 21 年度文部科学省「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」に「地域の大学連携による学生の国際キャリア開発プログラム」が採択され、国際的専門知識、外国語運用能力、国際的実務能力を身に付ける実践的教育を実施しており、支援期間終了後も国際キャリア教育を授業科目として継続している。
- 平成 25 年度文部科学省大学COC事業に「とちぎ高齢者共生社会を支える異世代との協働による人材育成事業」が採択され、地域的な課題である高齢者に関する課題を学生自らの問題としてとらえ、共生するための知識やスキルを身に付ける教育を地域との協働により全学的に行っている。
- 平成 26 年度文部科学省「大学教育再生加速プログラム」に「新たな地域社会を創造する3C人材の養成—アクティブ・ラーニングの体系化と行動的知性学修評価システムの開発—」が採択され、教育改革推進室を設置し、「能動的学習を促すアクティブ・ラーニングの深化と拡充」「ルーブリックによる行動的知性学修評価システムの開発」「能動型学習を実現する教授能力・資質の向上」を三位一体で実行し学士課程教育の質的転換を図っている。

主な更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 平成 27 年度科学技術振興機構「グローバルサイエンスキャンパス」に、工学部、農学部、教育学部の連携による「君が未来を切り拓く！～宇大の科学人材育成プログラム～」が採択され、地域の才能育成拠点として高大連携を進めている。
- 平成 27 年度文部科学省COC+に「輝くとちぎをリードする人材育成地元定着推進事業」が採択され、地域志向科目の整備等により地域に貢献できる人材の育成に取り組んでいる。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

大学の目的は、学則第1条において「宇都宮大学は、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く学芸を教授研究して、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、真理と正義を愛する人格を育成して、人類の福祉と文化の向上に貢献することを目的とする。」と定めている。この目的を踏まえ、達成する基本的な成果を示した理念と方針、教育目標を以下のとおり定めている。

「宇都宮大学の理念と方針

宇都宮大学は、人類の福祉の向上と世界の平和に貢献することを理念とし、広く社会に開かれた大学として、質の高い特色ある教育と研究を実践するため、次の基本的な方針を定めています。

1. 幅広く深い教養と実践的な専門性を身につけ、未来を切り開く人材を育成します。
2. 持続可能な社会の形成を促す研究を中心に、高水準で特色のある研究を推進します。
3. 地域社会のみならず広く国際社会に学び貢献する活動を積極的に展開します。

宇都宮大学の教育目標

専門に関する基礎を身につけ、広い視野とバランスのとれた判断を可能にする豊かな人間性を持った人材の育成をめざします。

具体的には

1. 現代社会に必要なリテラシー、幅広く深い教養と豊かな人間性、そして、知と行動力を統合した行動的知性を育成するための基盤教育を行います。
2. 実践的で専門的な知識を修得するための専門教育を行います。
3. それらのふたつを有機的に結びつけた4年一貫教育により、問題解決能力を身につけ、“あらたな社会”を拓き支える人材を育成します。」

目的を明確にするために各学部の教育目的・養成する人材像をそれぞれの履修規程において、学科・課程・コースごとに定めている。

これらの目的を達成するために、平成23年度には、学長のリーダーシップのもと「宇都宮大学の目標と計画」を、重点施策を付して作成し、計画達成に向けて推進を図っている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的は、大学院学則第1条に「宇都宮大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めるとともに、各研究科においても研究科細則により、教育目的を明確にしている。

このことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学士課程の教育研究組織は、以下の4学部から構成されている。

- ・ 国際学部（2学科：国際社会学科、国際文化学科）
- ・ 教育学部（2課程：学校教育教員養成課程、総合人間形成課程）
- ・ 工学部（5学科：機械システム工学科、電気電子工学科、応用化学科、建設学科、情報工学科）
- ・ 農学部（5学科：生物資源科学科、応用生命化学科、農業環境工学科、農業経済学科、森林科学科）

教育学部は初等・中等教育及び特別支援教育の教員並びに広く社会の各分野で活躍する人物の養成を目的としており、多様な領域にまたがる科目の提供が必要であり、課程制を採用している。その他の学部は専門性を重視した教育・研究を行っており、学科制を採用している。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

学士課程における教養教育は、基盤教育として、初期導入科目、リテラシー科目、教養科目、基盤キャリア教育科目、留学生日本語科目及び専門導入科目で構成されている。この基盤教育は、主たる担当学部・センターを定めた上で、基盤教育センターによって統括されている。

基盤教育センターには、基盤教育の管理運営に関する事項の審議を行う基盤教育運営会議と、基盤教育の企画を行う基盤教育企画委員会を置いている。

基盤教育運営会議の下に9部会（英語部会、スポーツと健康部会、人文科学系部会、社会科学系部会、自然科学系部会、初習外国語系部会、基盤キャリア教育部会、留学生日本語部会、とちぎ終章学部会）を置き、全教員がいずれかの部会に所属すると同時に、担当学部・センターから部会長、副部会長、連絡教員を選出して学部等との連携を図っている。学部別に実施する科目は、各学部の教務委員会が調整に当たり、専門教育を実施する各学部等との連携体制を整えている。

基盤教育企画委員会の下に、初期導入科目企画チーム、基盤教育英語企画チーム、教養科目企画チーム、基盤教育FDチームを置き、基盤教育の実施体制を整えている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院課程の教育研究組織は、以下の4研究科から構成されている。

- ・ 国際学研究科（博士前期課程3専攻：国際社会研究専攻、国際文化研究専攻、国際交流研究専攻、博士後期課程1専攻：国際学研究専攻）
- ・ 教育学研究科（修士課程1専攻：学校教育専攻、専門職学位課程1専攻：教育実践高度化専攻）
- ・ 工学研究科（博士前期課程6専攻：機械知能工学専攻、電気電子システム工学専攻、物質環境化学専攻、地球環境デザイン学専攻、情報システム科学専攻、先端光工学専攻、博士後期課程1専攻：システム創成工学専攻）
- ・ 農学研究科（修士課程4専攻：生物生産科学専攻、農業環境工学専攻、農業経済学専攻、森林科学専攻）

社会の要請に応え、平成27年度に教育学研究科に専門職学位課程（教職大学院）を置くとともに、既存の3専攻を統合して1専攻としている。また、産業界が求める実践的光工学を修得した人材を養成するため、平成27年度に工学研究科（博士前期課程）に先端光工学専攻を置き、既存の専攻を改組している。

このほかに、博士課程（3年）の独立研究科である連合農学研究科を、東京農工大学（基幹校）、茨城大学と連携して設置している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

6つの学内共同教育研究施設、4つの教育研究支援施設、8つの学部附属の教育研究施設が設置されている。

- ・ 学内共同教育研究施設：地域連携教育研究センター、雑草と里山の科学教育研究センター、総合メディア基盤センター、留学生・国際交流センター、地域共生研究開発センター、バイオサイエンス教育研究センター
- ・ 教育研究支援施設：オプティクス教育研究センター、キャリア教育・就職支援センター、基盤教育センター、教職センター
- ・ 学部附属の教育研究施設：国際学部附属多文化公共圏センター、教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援学校、工学部附属ものづくり創成工学センター、農学部附属農場、農学部附属演習林

教育学部には、附属学校園として幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校が設置されており、教育実習期間全体の約7割に当たる「教育実習Ⅰ」及び「教育実習Ⅱ」を実施し、教育学部の教育活動において重要な役割を果たしている。

工学部附属ものづくり創成工学センターは、工学部全学科を横断した必修科目を担当しているほか、農学部附属農場及び附属演習林は、農学部の全学生が学ぶコアカリキュラムの一部として、コア実習の場を提供している。

農学部附属農場は、総面積101haの敷地に作物、園芸、畜産、機械・土地利用の各部門を置いている。平成22年度より文部科学省から教育関係共同利用拠点として認定を受け、「首都圏における食・生命・環

境の複合型フィールド教育共同利用拠点」形成事業として、参加大学の要望に合わせた実習メニューの提供等の特徴的な事業を展開している。平成26年度には、首都圏の国公立6大学が利用している。

これらのことから、附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

教育活動に係る重要事項は、月1回定例開催される教育研究評議会で審議されている。また、教育研究評議会又は学長から付託された教育に関する基本的事項について審議するため、教育企画会議が置かれ、月1回定例開催している。学士課程をはじめ、教務に関する重要事項等について審議するため、全学教務委員会が置かれ、月1回定例開催している。

教授会に関する規程に基づき、国際学部、教育学部、農学部及び工学研究科に教授会を置き、月1回以上開催している。教授会においては、学士課程教育及び大学院課程教育に関して議論し、教育活動に係る重要事項を審議している。また、各学部・研究科に教務委員会を設置し、当該学部の教育活動に関する審議を行っている。

大学院課程については、組織規程に基づき、国際学研究科、教育学研究科及び農学研究科に研究科委員会を、工学研究科に研究科教授会を設置し、各研究科委員会内規等により、教育研究活動に関わる重要事項を審議している。

これらのことから、教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成22年度より農学部附属農場が文部科学省教育関係共同利用拠点として認定され、「首都圏における食・生命・環境の複合型フィールド教育共同利用拠点」形成事業として、参加大学の要望に合わせた実習メニューの提供等の特徴的な事業を展開している。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員組織編制は、組織規程において基本的事項を定めている。

国際学部及び農学部においては、学科が教員組織の基本単位となっており学科長を配置している。教育学部においては、系が教員組織の基本単位となっており、幹事を配置している。工学部においては、教員は工学研究科に所属し、専攻が教員組織の基本単位となっており、専攻長を配置している。国際学研究科の教育は国際学部の教員が、教育学研究科の教育は教育学部の教員が、工学部の教育は工学研究科の教員が、農学研究科の教育は農学部の教員が担当している。

教育研究に係る統括責任者として、学部においては学部長を置くとともに、大学院においては研究科長を置き、教育研究組織の責任者を明確にしている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 国際学部：専任 33 人（うち教授 16 人）、非常勤 13 人
- ・ 教育学部：専任 75 人（うち教授 39 人）、非常勤 90 人
- ・ 工学部：専任 114 人（うち教授 42 人）、非常勤 134 人
- ・ 農学部：専任 64 人（うち教授 30 人）、非常勤 21 人

なお、大学が提出した自己評価書においては、教育学部学校教育教員養成課程の教員数が基準数を6人下回っていると分析されているが、これは、中学校教員養成及び高等学校教員養成に共通に開設する授業科目の専任教員数の調整数の算出において、国語、社会、美術の調整数の誤りによるものである。正しい調整数を適用した場合、大学設置基準に定められた必要教員数を満たしている。

教育上主要な授業科目である必修科目への専任の教授又は准教授の配置状況は、基盤教育 21.8%、国際学部 90.5%、教育学部 79.6%、工学部 76.7%、農学部 87.0%となっている。

基盤教育における専任の教授又は准教授の配置率が低い、学士課程教育の導入として実施されている「新入生セミナー」は専任教員の担当率が100%であり、英語科目については、全体を統括するコーディネーター（基盤教育センター教授）の下で統一シラバスで授業を行うなど、専任の教授又は准教授が責任を持つ体制が担保されている。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また教育上主要と認められる授業科目には、おおむね専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

専門職学位課程を除く大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数、専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：研究指導教員 69 人（うち教授 34 人）、研究指導補助教員 1 人
- ・ 農学研究科：研究指導教員 70 人（うち教授 37 人）、研究指導補助教員 11 人

〔博士前期課程〕

- ・ 国際学研究科：研究指導教員 30 人（うち教授 17 人）、研究指導補助教員 3 人
- ・ 工学研究科：研究指導教員 78 人（うち教授 44 人）、研究指導補助教員 23 人

〔博士後期課程〕

- ・ 国際学研究科：研究指導教員 17 人（うち教授 16 人）、研究指導補助教員 9 人
- ・ 工学研究科：研究指導教員 56 人（うち教授 45 人）、研究指導補助教員 35 人

〔専門職学位課程〕

- ・ 教育学研究科：13 人（うち教授 6 人、実務家教員 7 人）

このことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員組織の活動を活性化するために、教員採用においては、教員採用の基本方針に基づき公募制を原則としている。

平成 24 年度より教員ポイント制を導入したことにより、教授の割合が減少し、准教授以下の割合が増加するなど職階バランスの見直しを図っている。教員ポイント制の導入と同時に、組織改革等により教育研究の強みを伸ばし得る、又は社会からの強いニーズがあると学長が判断した教員ポストに活用するため、学長裁量ポイントの配分を開始し、新たに推進強化する教員ポストに活用し、大学の機能強化を図っている。

教員の年齢構成は、29 歳以下が 5 人 (1.5%)、30～34 歳が 17 人 (5.0%)、35～39 歳が 47 人 (13.9%)、40～44 歳が 53 人 (15.6%)、45～49 歳が 56 人 (16.5%)、50～54 歳が 63 人 (18.6%)、55～59 歳が 43 人 (12.7%)、60 歳以上が 55 人 (16.2%) である。

女性教員比率は 17.1%であり、女性教員の比率向上に向けても、男女共同参画宣言を発信するとともに、女性教員を増加させるためのアクションプラン（第 2 次）を策定している。第 3 期中期目標期間中に女性教員比率 20%を目指しており、教員公募の際に、大学として子育てと仕事の両立を支援している旨を明記している。また、文部科学省科学技術人材育成費補助事業「女性研究者研究活動支援事業（一般型）」（平

成 25～27 年度) の採択により、女性研究者キャリア支援室を設置し、女性研究者が働きやすい教育研究環境の整備や女性研究者の裾野の拡大に重点的に取り組んでいる。

専任教員のうち、外国人教員は 12 人 (3.5%) であり、また、海外において 1 年以上の教育研究の経験を持つ教員は 20 人 (5.9%) である。

教員の研究活動助成として、学長戦略経費による若手教員研究助成 (平成 26 年度 : 26 人に計 1,300 万円を助成)、学内 COE 事業の研究拠点創成ユニット (平成 26 年度 : 3 チームに計 1,000 万円を助成)、寄附金による理工系若手教員に対する長期海外研究活動助成制度 (平成 26 年度 : 3 人に計 600 万円を助成) 等を導入し、研究活動の活性化を図っている。また、教員の長期研修の一環として、専門分野に関する研究能力向上のため、自主的調査研究に専念できるサバティカル研修を行い、平成 26 年度は教員 2 人が活用している。

平成 27 年度に実施した学長と若手職員との意見交換会において要望があったことから、論文投稿料、英文校閲料及び渡航費を一部補助する「若手教員研究支援制度」を整えている。また、若手教員の教育研究の活性化のため、教員研究費を若手教員に手厚く配分している。

これらのことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用及び昇任は、原則として公募による選考が行われている。採用及び昇任に際しては、平成 26 年度までは、国際学部、教育学部、農学部及び工学研究科において選考委員会を設置して選考が行われていたが、平成 27 年度からは、全学で一元的に行う方式に変更されている。まず、学長、理事、国際学部長、教育学部長、農学部長、工学研究科長及び基盤教育センター長で構成される人事調整会議において各学部・センターから提出された教員任用計画書に基づき、計画の妥当性を審議している。承認を得た案件は、職員人事規程及び教員の選考基準を定める規程に基づいて選考委員会等を設置し、当該学部等の選考基準に照らして選考し、人事調整会議及び教育研究評議会の議を経て、学長が決定している。

学士課程における教育上の指導能力については、大学等における教育実績、社会貢献活動及び教育に対する今後の抱負等を参考に審査している。大学院課程担当の教育研究上の指導能力の評価については、研究業績及び研究に対する今後の抱負等を参考に審査している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育及び研究活動等の評価は、教員評価指針に基づき実施している。教員個人が定期的に自己の職務遂行の実施状況を点検・評価する自己評価を基本としている。自己評価書は、教員自ら入力する教員基礎情報データ及びその根拠資料に基づき毎年作成され、職務遂行状況を教育、研究、組織運営及び社会貢献の 4 領域に分類し、それぞれの領域における活動の評価を行っている。

教員の作成した自己評価書は所属の学部長等に提出され、提出を受けた学部長等は、2 年ごとに学部等教員評価委員会を設置し評価を行い、その結果を当該教員に通知するとともに、学長に報告する。評価結果について異議がある場合は、教員評価実施要領に基づき異議申立ても可能であり、その場合は再評価を行うとしている。教員評価の結果は、教員の教育研究の活性化とレベルの向上を促進するため、勤勉手当

や昇給等に反映している。また、大学教員評価委員会を置き、評価結果の総合的な分析を付託し、その結果を大学ウェブサイトにおいて公表している。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育活動を展開する上で必要な教務関係や厚生補導等を行う事務系職員として、事務局（修学支援課、学生支援課、入試課、留学生・国際交流課、キャリア教育・就職支援室及び基盤教育事務室）に33人、各学部事務室に39人、各センター事務室に3人を、教育活動の支援や補助等を行うために、工学部、農学部及び各センターに51人の技術職員を配置している。また、図書館専門職員として7人（うち司書4人）を配置している。

平成26年度延べ584人、平成27年度前期延べ405人のTAを採用し、演習、実習、実験等の教育補助業務を行わせている。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学長戦略経費による若手教員研究助成、学内COE事業の研究拠点創成ユニット、寄附金による理工系若手教員に対する長期海外研究活動助成制度等、多くの研究助成制度を導入して研究活動の活性化を図っている。
- 教員評価の結果を、教員の教育研究の活性化とレベルの向上を促進するため、勤勉手当や昇給等に反映している。

【更なる向上が期待される点】

- 文部科学省科学技術人材育成費補助事業「女性研究者研究活動支援事業（一般型）」に採択され、女性研究者キャリア支援室を設置するなど、女性研究者が働きやすい教育研究環境の整備や女性研究者の裾野の拡大に取り組んでいる。

基準4 学生の受入

4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
--

4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。
--

全学の求める学生像と受入の基本方針を以下のとおり定めている。

- 「1. 未来を切り開いていこうとする夢と情熱を持っている人
- 2. 知的好奇心に富み、専門職業人として持続可能な社会の形成や発展に貢献したい人
- 3. 教養と専門知識を修得するための基礎的な学力とコミュニケーション能力を持っている人
- 4. 自主的に学ぶ姿勢と、論理的で柔軟な思考能力を持つ人」

この方針を基に、学士課程においては、各学部の学科、課程又はコースごとに入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。各学部の入学者受入方針には、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」を明示している。「求める学生像」には、学生に求める意欲や適性を記載しており、例えば、国際学部国際社会学科では、

- 「1. 世界大の社会問題と地球社会の現在および将来について強い関心を持っている人
- 2. 様々な人々の存在に目を向け、共に学びあいながら、共に生きていく社会について考えたいと思っている人
- 3. 多様な外国語や情報発信のスキルを学び、世界の人々とコミュニケーションをとりたいと思っている人
- 4. 問題探究心・学修意欲に優れ、様々な問題や事象について論理的に考え、解決策を追求することに熱意があり、適性を持っている人」

と掲げている。国際学部国際社会学科の「入学者選抜の基本方針」は、

- 「1. 広く基本的な知識を持ち、外国語の運用能力と、論理的な作文能力を備えた人を受け入れます。
- 2. 本学科では、多様な個性・能力も重視します。高等学校教育課程の総合的な学力、国際的な問題を説得的に論じることのできる能力、外国の学校での勉学経験から得られた国際的な高い問題意識、社会人経験から得られた深い問題意識、外国人として4年間勉学を続けようとする強い意志、などの特性を考慮して評価します。」

である。

大学院課程においても、研究科ごとに入学者受入方針として「求める学生像」と「入学者選抜の基本方針」を定めている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。
--

入学者受入方針に基づいた学生の受入を行うために、各学部において一般入試、推薦入試、帰国生入試、

社会人入試及び私費外国人留学生入試の多様な選抜を実施している。

一般入試においては、前期日程、後期日程に分け、各学部・学科が指定する大学入試センター試験科目を課して高等学校までの基礎学力を判定している。個別学力検査では、各学部・学科により、個別学力試験、小論文、論述試験、造形実技等の実技検査等、それぞれの専門分野で必要とされる学力や能力を判定している。

推薦入試においては、学部・学科等により、面接、小論文、実技、大学入試センター試験を課すなど多様な方法により、各学部・学科が求めるそれぞれの専門分野で必要とされる適性や能力を判定している。このほか、帰国生入試、社会人入試、私費外国人留学生入試を実施しており、学力検査、面接、小論文、英語読解試験のほか、TOEIC公式スコアや日本留学試験の成績を利用するなどして、適性や能力を判定している。

日本国内における日本語を母語としない在日外国人生徒の増加に伴い、進学支援・進路保障の必要性に対応するため、国際学部では、平成28年度より、外国籍で、日本国内の高等学校、中等教育学校若しくは外国人学校を卒業（修了）した者を対象とした特別選抜を実施することとしている。また、教育学部ではミッションの再定義に基づき、平成28年度より栃木県における小学校教員占有率を高めるために、栃木県の小学校教員を目指す者を対象とした推薦入試を実施することとしている。

また、3年次編入学試験においては、学力検査や小論文等の筆記試験及び面接の双方を課し、編入学して学び研究するために必要とされる適性や能力を判定している。

大学院入試においても、修士課程及び博士前期課程では、学力検査、面接、小論文によって総合的に可否を判断している。博士後期課程では、学力検査、面接のほか、研究実績や研究計画書等の調書も合わせて総合的に判定している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜試験については、理事（学生・教育担当）が委員長を務める入学試験委員会が所掌している。入学試験委員会では入学者選抜を円滑に行うため、入学者選抜の基本方針の策定、募集要項、入学者選抜の実施、大学入試センター試験の実施について関係する事項を審議するとともに、入学者選抜方法の改善に当たっての検討を行っている。

入学試験実施に関する詳細は、個別学力検査実施要領に定めている。個別学力検査の問題作成に関しては、個別学力検査等の出題・原稿作成要領、出題・採点に関する取扱い要領、問題作成時チェックポイントに定めており、これらの要領に基づき、各学部から選出された教員が作成に当たっている。また、各学部から選出された査読・校正担当教員は、試験問題及び解答用紙の点検を行っている。なお、試験当日には、受験者の出題に対する質問に迅速かつ適切に対処するために、全学を挙げた体制で臨んでいる。

学士課程の入学試験の実施においては、入試実施本部（学長が本部長）の下に各学部長を責任者とする入学試験実施体制を構築し、全学の入学試験委員会と連携して入学試験業務を行っている。また、各学部では担当委員会が入学者選抜試験の結果に基づいて合格者判定資料を作成し、その資料を基に教授会において合否判定を行っている。なお、試験の採点において、学力検査の得点集計作業は、複数の教員で相互に確認しミスが生じないよう注意を払い行っており、小論文・面接・実技検査は、複数の教員により採点・集計して評価を行っている。

推薦入試においても、各学部で入学試験実施要領を作成し、学部検査室本部の設置、検査室の準備・管理、監督者心得、監督要領、不測の事態への対応等を明示して、試験を実施している。

3年次編入学試験においても、各学部で実施要領を定め、各学部長を責任者とする委員会を設置し、学生募集要項に基づいた面接や学力検査を実施している。

受験生に対しては、入学者選抜要項及び学生募集要項において、入学者選抜方法を明示して、一般入試、推薦入試、帰国生入試、社会人入試及び私費外国人留学生入試ごとの評価の視点を明らかにしている。

なお、大学院課程においては、各研究科で実施要領を定め、研究科長を責任者とする委員会を設置し、学生募集要項に基づき、学力検査、面接、実技検査等を実施して、研究科委員会において合否判定を行っている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

学士課程においては、各学部の入学試験委員会が中心となり、受験者の状況や傾向、入学試験の結果、合格者の入学後の動向、そのほか入学者選抜方法に関する事項を分析し、教授会において意見を聴取の上、試験科目や出願資格等に関する入学者選抜方法の改善を行っている。例えば、教育学部及び工学部の推薦入試において、入学後の成績や出身高等学校の分布等を分析した結果、より多くの高等学校から多様な入学者を受け入れるため、平成27年度より、出願要件を変更している。大学院課程においても、同様に入学者選抜方法の改善を行っている。

また、高等学校からの要望や意見を直接収集するため、県内公立高等学校の進路指導担当者が参加する「栃木県高等学校教育研究会 進学問題研究協議会-宇都宮大学との連絡協議会-」を毎年開催しているほか、高校訪問等の広報活動等において得られた情報を各学部で共有することにより、出願書類に関する細かな点から入学者選抜方法に至るまでの改善に役立っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成23～27年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。(ただし、平成27年4月に設置された教育学研究科(専門職学位課程)については、平成27年度の1年分。)

〔学士課程〕

- ・ 国際学部：1.08倍
- ・ 国際学部（3年次編入）：1.06倍
- ・ 教育学部：1.02倍
- ・ 工学部：1.05倍
- ・ 工学部（3年次編入）：0.91倍
- ・ 農学部：1.04倍
- ・ 農学部（3年次編入）：0.46倍

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：0.65倍
- ・ 農学研究科：0.84倍

〔博士前期課程〕

宇都宮大学

- ・ 国際学研究科：1.00 倍
- ・ 工学研究科：1.08 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 国際学研究科：1.39 倍
- ・ 工学研究科：0.66 倍

〔専門職学位課程〕

- ・ 教育学研究科：0.93 倍

国際学研究科（博士後期課程）については入学定員超過率が高い。教育学研究科（修士課程）及び工学研究科（博士後期課程）については入学定員充足率が低い。

入学定員充足率が低い専攻においては、奨学金の充実を図るなど改善を進めている。また、各研究科・専攻のウェブサイトにおいて、教育課程の概要、取得可能な資格、修了生の進路を説明し、志望学生に向けメッセージを送るなど広報に努め、収容定員を満たしていない研究科・専攻があった場合には、第2次募集、第3次募集を行い、充足に努めている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院課程の一部の研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。

5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

学科、課程又はコースごとに、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定めており、例えば国際学部国際社会学科においては、「学修・教育目標を達成するためのカリキュラム方針（カリキュラム・ポリシー）」として、以下のとおり定めている。

「基盤教育科目を重視しつつ、1、2年次で学部・学科の基礎科目を集中的に履修することにより、基礎的かつ総合的な学力を涵養する。そのうえで、学生が自らの興味・関心にしたがって専門分野を選択し、専門外国語科目と学科選択科目、さらに3年次の演習・実験・実習科目の履修をへて、4年次での卒業研究へと、段階を追って専門的かつ実践的な学修を深めていけるよう、以下のような方針でカリキュラムを編成している。

1. 学部基礎科目（1年次）：世界各地の社会・文化事象を、国家や国際機構、市民社会、そして人と人とのコミュニケーションという多層的な観点から考察するための総合的な理解力、基礎学力、情報処理能力を養う。
2. 学科基礎科目（1、2年次）：国境を超えた社会の諸問題を、国際法、国際政治、国際経済、国際社会の四分野から考察する学力を養う。
3. 専門外国語（2、3年次）：学術的かつ実用的な英語学修に加えて、ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、タイ語、朝鮮語の6つの外国語を学修する機会を提供し、世界の各地域とその文化を現地の言語でより深く理解するための基礎学力を養う。
4. 学科選択科目（2、3年次）：世界諸地域の社会のあり方や、政治・経済・社会・法律・行政・歴史など社会諸科学の個別分野の事象をより深く学修しながら、専門的な知識と実証的かつ合理的な思

考力を養う。

5. 演習・実験・実習（3年次）：自らの興味・関心にしたがって専門分野の演習・実験・実習を3年次から選択し、その分野における専門性を深めるとともに、実地調査や専門文献の収集・読解・分析、主体的、批判的かつ論理的な思考や議論ができる力を養う。

6. 卒業研究（4年次）：研究課題の設定から調査、分析、考察、結論へという研究過程を自ら実践し、その結果を論文にまとめる作業を通じて、主体的に大学での学修の集大成をはかる。」

学科、課程又はコースごとに定めた教育課程の編成・実施方針は、カリキュラムツリー等により構造化した形で、学生にわかりやすく示されている。これらを冊子『宇都宮大学の学士課程教育 2015—学生の皆さんへの約束—』にまとめ、各学部等の保護者ガイダンスでの配布・説明等に活用している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

教育課程は、学則に基づき、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当している。授業科目の区分は、基盤教育科目及び専門教育科目で編成している。

教育課程の編成・実施方針に応じ、各学部で履修規程を定め、基礎となる素養を身に付け、専門的知識を段階的に学習できるよう科目を配分している。

基盤教育科目は、自主的自律的な態度及び学習の進め方を学ぶための初期導入科目として、1年次必修科目「新入生セミナー」を開講し、卒業後も継続して必要とされる知識及び技能を修得するためのリテラシー科目、幅広い視野に基づく行動的知性と豊かな人間性を養う教養科目のほか、社会的・職業的自立に向けた、知識、技能、態度を育成する基盤キャリア教育科目を配置している。その他、各学部の専門的知識を学習するための基盤的素養を身に付けるため、専門導入科目も配置している。

専門教育については、各学部の学科又は課程において、それぞれの教育目標及び免許・資格取得にも応じた教育課程となっている。また、各学科、課程又はコースごとにカリキュラム・ツリーを作成し、冊子『宇都宮大学の学士課程教育 2015—学生の皆さんへの約束—』にまとめている。

教育課程の編成については、工学部の2学科（平成17年度：建設学科、平成19年度：機械システム工学科）及び農学部の2学科（平成15年度：農業環境工学科、平成16年度：森林科学科）がJABEE（日本技術者教育認定機構）の認定を受け、継続的な教育改善を行っている。JABEEの審査基準に準じた教育システムの全学への普及・波及を目指し、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針及びカリキュラム・ツリーの充実を通じて、教育改善、教育の質保証を図っている。

学士課程において授与される学位には、専攻分野に応じて国際学、教育学、工学、農学の名称を付記している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

グローバル化に対応した教育として、文部科学省プロジェクト経費「学生の習熟度の多様性に対応した総合的多面的英語教育改革」（平成21～23年度）の採択を契機に、基盤教育英語プログラム（EPUU：English Program of Utsunomiya University）を立ち上げ、全学生に対する実践的な英語運用能力の向上

に取り組んでいる。具体的には、TESOL有資格教員と外国人教員による習熟度別教育や個人クリニック、TOEIC650点以上の学生を対象とし、2泊3日を英語のみで生活しながら集中的に英語学習を行う「Honors Camp」等から編成される基盤教育英語プログラムを持続的に発展させている。この成果が大学英語教育学会において評価され、「平成25年度大学英語教育学会賞（実践賞）」を受賞している。

また、学部における専門教育に加え、他の領域の知識や能力を身に付けることができる副専攻として「Learning+1」を開講し、平成25年度より産業界や地域社会等のニーズに対応した「グローバル人材育成プログラム」を全学的に開講している。同プログラムにおいては、専門知識に加えて、英語運用力や異文化社会及びグローバル化する社会への知識を深め、国際的なフィールドでの実践力を身に付ける教育を行っている。同プログラムがベースとなって、「大学コンソーシアムとちぎ」（理事長：宇都宮大学長）において、「とちぎグローバル人材育成プログラム」を開始している（当該大学から108人が受講）。また、大学コンソーシアムとちぎ、栃木県及び栃木県経済同友会と連携し、この取組が平成27年度に「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」の地域人材コースに採択され、海外留学と海外インターンシップの拡充を図っている。

平成21年度文部科学省「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」に「地域の大学連携による学生の国際キャリア開発プログラム」（平成21～23年度）が採択され、国際的専門知識、外国語運用能力、国際的実務能力を身に付ける実践的教育を実施している。支援期間終了後も国際キャリア教育を授業科目として継続している。

平成24年度文部科学省の「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に、「関東山梨地域大学連携による産業界等のニーズに対応した教育改善」（幹事校：電気通信大学）が採択され、グローバル化に対応したキャリア開発科目の高次化とインターンシップの高次化に取り組んでいる。

平成25年度文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」に「とちぎ高齢者共生社会を支える異世代との協働による人材育成事業」が採択され、地域的な課題である高齢者に関する課題を学生自らの問題としてとらえ、共生するための知識やスキルを身に付けるため、基盤教育科目に「とちぎ終章学総論」を開設し、1年次生の必修科目として地域との協働により全学的に行っている。

平成26年度文部科学省「大学教育再生加速プログラム」に、「新たな地域社会を創造する3C（Challenge・Change・Contribute）人材の養成—アクティブ・ラーニングの体系化と行動的知性学修評価システムの開発—」が採択され、全学的な教育改革を一体的に推進するために教育改革推進室を設置し、「能動的学習を促すアクティブ・ラーニングの深化と拡充」「ルーブリックによる行動的知性学修評価システムの開発」「能動型学習を実現する教授能力・資質の向上」を三位一体で実行し学士課程教育の質的転換を図っている。アクティブ・ラーニング科目の拡充を図り、併せて学生が24時間利用できるラーニング・コモンズを整備、ラーニング・コモンズの運営を行うスタッフ（特任准教授、事務補佐員）を配置し学習支援を行っている。

平成27年度科学技術振興機構「グローバルサイエンスキャンパス【プランA（標準型）】」に、工学部、農学部、教育学部の連携による「君が未来を切り拓く！～宇大の科学人材育成プログラム～」が採択され、地域の才能育成拠点として高大連携を進めている。

また、平成27年度文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生事業（COC+）」に「輝くとちぎをリードする人材育成地元定着推進事業」が採択され、地域志向科目の整備等により地域に貢献できる人材の育成に取り組んでいる。

茨城大学、福島大学、放送大学及び大学コンソーシアムとちぎ加盟大学との単位互換やインターンシップによる単位認定が可能である。大学コンソーシアムとちぎ及び栃木県経済同友会との講師派遣に関する

協定によるボランティア授業として学外講師による教育を行っている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-1① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

授業形態については、学則において講義、演習、実験、実習、実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うと定めている。基盤教育科目及び各学部の専門教育科目の授業において、教育目的や各授業の特性に応じた授業形態を採用しており、講義、演習、実験、実習等をバランスよく組み合わせ構成している。

また、学習指導方法の工夫については、少人数教育やフィールドワーク、新入生の合宿研修、合宿形式の集中授業、学外施設での実習等も採用している。特に、国際学部では、国際キャリア関係科目として合宿形式での開講、企業、NPO等の国内外の事業所でのインターンシップを授業として実施している。

基盤教育科目の英語に関する授業科目においては、能力別クラス編成を行い、より英語力を高めやすい環境を設定している。

教育の質保証と見える化に向けて、『宇都宮大学の学士課程教育 2015—学生の皆さんへの約束—』の充実を図るとともに新入生に配布し、基盤教育の位置付けや専門教育とのつながりの可視化を図っている。また、JABEE認定をきっかけに全学的な教育改革に着手し、教育課程の達成目標と授業科目の履修状況の関連を数値化した「学修・教育の達成目標確認マトリックス」を作成、これをレーダーチャート化し、「学修ポートフォリオ」に組み込むことで学生の学習成果の把握及び個別指導に活用している。

これらのことから、教育の目的に照らして授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-2② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め 35 週確保されており、各授業科目の授業は、15 週にわたる期間を単位として行われている。

単位を実質化するために、履修登録の上限を定めている。各学部の履修規程において基本的に1学期 24 単位の上限を定めているが、平成 26 年度より1年次生に限り上限を 30 単位としている。ただし、成績優秀な学生については履修上限の条件を緩和している。教育学部においては、単位制について履修案内で「予習・復習の時間を含め 45 時間の学修をもって1単位として認定されることになっています」と説明している。

また、指導教員が学年ごとに定められており、指導教員を通じて学習指導を行っている。成績表は指導教員を通じて学生に手渡し、必要に応じて学習に対する助言を行っている。教育学部においては、総合人間形成課程における複数指導教員体制（学年指導及び領域指導）をモデルに学校教育教員養成課程での学生指導体制改革を図り、より重層的な指導体制への改善に取り組んでいる。

平成 25 年度実施の学生生活実態調査によれば、学生の1日当たりの授業外学習時間は、1時間未満とする学生が全体の 66.9%を占めているが、学年が進行するにつれて学習時間は増えている。平成 26 年度より1年次については、英語科目（必修）に e-learning を導入し、時間外学習の充実を図っている。また、学生の主体的・自律的な学びを促すための工夫として、全学的に「学修ポートフォリオ」を導入しているとともに、成績表を基に学生が個々にレーダーチャートを作成し、自己の学習目標の総合的到達度を視覚

的に確認し、次年度の履修計画策定のための参考としている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、全学統一の様式で作成され、授業科目名、開講時期、曜日・時限、単位数、担当教員名及び連絡先、オフィスアワーといった基礎的情報が掲載されている。学習内容についても、授業の内容、授業の到達目標、学習・教育目標との関連、前提とする知識、関連する科目等、授業の具体的な進め方、授業計画、教科書・参考書・教材等、学習上の助言を記載している。成績評価に関しても、その方法と基準を明記している。

授業の到達目標には、学生が学習する際の行動目標を記述し、授業計画等と併せて、どのように学習して能力を身に付けるかを、学生が確認できるような内容で記述することとしており、事前に授業についての指示や参考書の紹介を行うなど、自主学習を促す内容としている。

シラバスは大学ウェブサイトから検索可能で、学生が学外から見ることも可能であり、学外へも公開され、その使用法は入学時のガイダンスや教務担当部署等で説明している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、科目選択等に利用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

基盤教育センターでは、入学前に新生を対象にTOE I C I Pテストを実施し、習熟度別にクラス編成を行っている。

各学部では、推薦入学合格者等を対象に未履修科目の補完授業や教科復習型補習授業等のリメディアル教育を行っている。

また、各学部において、学生の基礎学力不足の状況把握に努めており、基礎学力不足の学生や成績不振学生に対して様々な配慮等をしている。特に工学部では、平成26年度より授業開発、授業改善の取組を支援するための学内経費である教育プログラム支援経費を活用し、土曜日の午前中に基礎数学、基礎物理等について学生の疑問に答える個別対応の「寺子屋」を実施しており、特筆すべき実践である。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

学士課程における学位授与に関しては、学則に定めている。これを踏まえ、各学部の学科、課程又はコースごとに学位授与方針を定め、冊子『宇都宮大学の学士課程教育2015—学生の皆さんへの約束—』にまと

めている。

例えば、国際学部国際社会学科では、「修了認定の基準（ディプロマ・ポリシー）」として、以下のとおり定めている。

「所定の単位を修め、卒業研究において以下に掲げる学科の到達目標を達成したと評価された者に卒業を認定する。

知識・理解：国境を超えた社会の諸問題を分野横断的に理解し、関連する基本的な知識を身につけ、さらに自ら選択した専門的テーマに関して地域的または分野的に特化・深化した知識・認識を有する。

思考・判断：異なる時代・地域における社会の諸問題を比較し、実証的かつ合理的に考察することができる。

技能・表現：講義・講演の聴講や専門研究書等の講読および読書において、その要点を正確に理解、把握し、全体的にまとめることができる。専門的な研究に際し、研究課題を設定して自ら適切に資料・データ・文献を収集し、内容にふさわしい方法論に基づいて主体的かつ批判的にこれらを分析し、論理的な考察を加えてこれを文章化することができる。またその内容を口頭で発表し、かつ生産的な議論を行うことができる。上記の事柄に必要な外国語や情報科学に習熟する。

関心・意欲・態度：自分たちとは異なる世界各地の社会問題に広く関心を持ちながら、自己の文化との相違を尊重して、社会の諸問題を解決するために、大学で培った知識や技能を用いて実践的に行動することができる。」

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価の基準は、学則及び各学部の履修規程に定めている。履修した授業科目成績の評価は、秀、優、良、可、不可の評語をもって行い、可以上を合格とすると定められ、個別の授業科目における成績評価基準は、シラバスの「成績評価」という項目で示している。

また、各学部の履修案内に成績評価及びGPT・GPA制度の説明を掲載して新入生に配布し、各学部のガイダンスで周知を図っている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価は5段階（秀、優、良、可、不可）で実施しており、学士課程における成績評価基準に関する申合せにおいて、「秀は10%以内とすることが望ましい」と定めている。全学教務委員会では、半期ごとに基盤教育及び専門教育の科目別の成績評価分布を集計し、基盤教育センター及び各学部に情報を提供している。

基盤教育センターにおいては、成績評価分布データに基づき、科目群別のGPA平均値や、一つのクラス内の成績評価のばらつき等を分析し、分析結果を基盤教育企画委員会に報告している。この際、「秀」の比率が10%を大きく上回る科目については、教育企画委員会委員長が部会長を通して指導を行っている。

また、工学部、農学部のJABEE認定プログラムにおいては、授業資料、試験問題、解答例等の保存を義務付け、教員相互の閲覧が可能な状態にしており、成績評価の客観性・厳格性を保証する措置が講じられている。卒業論文の質を保証するための措置として、農学部農業環境工学科では卒論指導の研究室ゼ

ミの実施記録を保存するとともに、学科全体での中間発表会と最終発表会を開催し、それぞれにおいて項目別審査表を用いた複数教員による評価を実施している。

学生からの異議申立てについては、修学支援課（工学部においては学生係）を窓口として、「成績評価に対する申し立て申請書」により申請を受け付け、組織的に対応する体制を、平成27年12月に整えている。

これらのことから、成績評価の異議申立てについては組織的な取組となっていないものの、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

卒業認定基準は、学則で修業年限及び卒業要件を定め、これに基づき各学部が教育目的に沿って履修規程を定めている。これらは履修案内等で学生に周知を図るとともに、入学時のガイダンス等で説明している。また、疑問のある学生については、修学支援課等で随時個別に対応している。卒業認定は、各学部教授会で、履修規程に従って判定を行っている。

さらに、工学部機械システム工学科等のJABEE認定プログラムにおいては、学習・教育目標の総合的到達度を確認するため、口頭試問による卒業総合試験を実施し、卒業論文の成績評価に加えている。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

修士課程及び博士前期課程においては各研究科、専攻、コース又は講座ごとに教育課程の編成・実施の方針を定め、冊子『宇都宮大学の修士課程教育2015—学生の皆さんへの約束』にまとめている。

例えば、国際学研究科においては「学修・教育目標を達成するためのカリキュラム方針（カリキュラム・ポリシー）」として、以下のとおり定めている。

「国際社会研究専攻はローカル（地域的）に生起する民族紛争、政治的対立、環境悪化等の諸問題を理論的、実証的に明らかにするために、海域アジア・太平洋と陸域ユーラシアという二つの連鎖的交流空間における経済、政治、社会システムの構造と機能に着目するとともに、それらの比較とグローバルな総合（地球社会形成）という視点を加味しつつ教育研究を行います。

国際文化研究専攻はローカル（地域的）に生起する異文化間の摩擦や交流、言語問題、宗教的対立等の諸問題を理論的、実証的に明らかにするために、環太平洋と環大西洋という二つの連鎖的交流空間における文化システムの構造と機能に着目するとともに、それらの比較とグローバルな総合（地球文化形成）という視点を加味しつつ教育研究を行います。

国際交流研究専攻はローカルな現象や問題を理論的、実証的に明らかにし、グローバルな国際関係との関わりで学際的、総合的に教育研究することとどまらず、広く日本から発信する市民レベルの実践的国際交流・国際貢献について教育研究を行い、以て地球社会・地球文化形成に寄与します。

本研究科では、上記3専攻における教育研究とその総合を通じて、APSI Aの目的でもある政府・民間・非営利3部門における国際的な高度専門職業人の養成に努めます。」

博士後期課程については、工学研究科では教育課程の編成・実施方針を定め、大学院案内に記載しているが、国際学研究科においては教育課程の編成の説明が示されているのみで、教育課程の編成・実施方針

が明確には定められていない。

これらのことから、一部の研究科を除き、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

大学院課程では、大学院学則及び各研究科の教育課程の編成・実施方針に基づき、それぞれの学問分野の特徴を踏まえ、教育目標達成に必要と考えられる授業科目の開設及び研究指導の計画を策定し、教育課程を体系的に編成している。

各研究科細則に授業科目・単位及び履修方法を定め、各研究科の大学院学生便覧においても明示している。また、各研究科において体系化された教育課程とその到達目標を示したカリキュラム・ツリーを作成し、学生に周知を図っている。

専門職学位課程を除く大学院課程の修了生に授与される修士又は博士の学位には、専攻分野に応じて国際学、教育学、工学、農学の名称を付記している。また、専門職学位課程の修了生には、教職修士（専門職）の学位を授与している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

大学院学則に基づき、各研究科では他大学・他研究科科目の履修や入学前既修得単位の認定、休学中を含め他の大学等で修得した単位の認定を認めている。さらに、他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることも認めている。社会人学生に対する配慮としては、長期履修学生制度の運用や教育方法の特例を適用した夜間等の時間帯を設定した授業を行っている。

農学研究科では留学生に対して英語による授業のみにより修了できるコースを設置している。

学部の副専攻（Learning+1）として平成25年度から開始した「グローバル人材育成プログラム」の大学院版として、英語による授業のみで構成される副専攻（Advanced Learning+1）「グローバルリーダー育成プログラム」を開発し、平成26年度から開講している。このプログラムにより、国際化の進展に伴う産業界や地域社会等のニーズに対応し、高度な専門性と創造性に加えて大学院レベルでの英語運用力等実践力を身に付ける教育を行っている。

工学研究科（博士後期課程）においては、平成23年度よりフィンランド共和国東フィンランド大学自然及び森林科学部・研究科と、また、平成24年度よりアイルランド共和国アイルランド国立大学ダブリン校理学研究科と、それぞれ国際交流協定に基づくダブル・ディグリー・プログラムを締結し、2人の学生が留学し、1人が平成25年度に博士の学位（ダブル・ディグリー）を取得している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

研究科の授業は、その教育目的に応じて講義、講義・演習、演習、実験、実習の授業形態を組み合わせ、バランスをとって指導を行っている。また、授業の個別の目的や内容により、フィールドワーク、対話・討論形態授業等を採用して学習指導方法を工夫している。

例えば、国際学研究科では、夜間・休日やオンライン会議システムによる授業開講を実施するほか、異文化理解能力、調査分析能力、課題解決能力の向上のため、海外の現場において実践的な研究を行う「国際学臨地研究」（120時間）を開講している。教育学研究科（専門職学位課程）では、「学校改革力」「授業力」「個への対応力」を育成することとし、3つの力を備えた総合的な教育力を養うために、現職教員の大学院学生と学部卒の大学院学生が同じコースで学び、異世代の交流により学習効果を高めている。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週確保されており、各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行われている。

教育学研究科（専門職学位課程）を除き、履修上限単位数は設けていないものの、指導教員が研究指導計画に基づいて履修指導を行い、履修授業科目について承認することによって、単位の实質化に努めている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

すべての研究科においてシラバスを作成し、大学ウェブサイトで公開している。その使用法は入学時のガイダンスや教務担当部署等で説明している。

シラバスは、全学統一の様式で作成され、授業科目名、開講時期、曜日・時限、単位数、担当教員名及び連絡先、オフィスアワーといった基礎的情報が掲載されている。学習内容についても、授業の内容、授業の到達目標、学習・教育目標との関連、前提とする知識、関連する科目等、授業の具体的な進め方、授業計画、教科書・参考書・教材等、学習上の助言を記載している。成績評価に関しても、その方法を明記している。

ただし、工学研究科（博士後期課程）では、ウェブシラバスの作成されていない授業科目もあるが、それらは冊子体シラバスでの周知及び学生の研究テーマに応じて個別に指導していることなどにより、学生の教育・研究活動に支障が生じないよう対応している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、科目選択等に利用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

大学院学則に、長期履修学生及び大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例について定めている。これに基づき、社会人については、全研究科において長期履修学生制度の活用を認めている。また、国際学研究科及び教育学研究科においては、夜間又は土日に授業を開講している。各研究科においては、その研究内容等を考慮して、特例内容を学生の現状を考慮して決定している。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がな

され、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

研究指導体制、履修指導、研究指導については、各研究科細則に定めている。例えば、国際学研究科においては、学位論文に係る研究の指導教員について、博士前期課程では、主任指導教員1人、副指導教員1人を置くものとし、博士後期課程では主任指導教員1人、副指導教員2人を置くものとしている。

修士課程及び博士前期課程については、大学院学則及び全学教務委員会による研究指導計画書に関する申合せに基づき、全研究科共通様式で「研究指導計画書」の提出を全教員に義務付けており、1年間の研究指導が、学生との面談を通じて策定される仕組みを整えている。

教育学研究科（修士課程）においては、「学修ポートフォリオく学びの軌跡（リフレクション・ファイル）」を導入し、学習計画や学習成果に係るレポート提出を義務付けるなど、学生の主体的・自律的な学びを促すとともに、指導教員による個別指導を行っている。

また、研究活動における不正行為に関する取扱規程に基づき、各研究科において研究倫理に係る指導を行っている。

博士後期課程についても、国際学研究科については、博士前期課程と同様に計画策定し研究指導を行っている。工学研究科は通常の特修等や学外実習について、個別に指導教員が研究指導を行っている。

これらのことから、専門職学位課程を除く大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

大学院課程における学位授与に関しては、大学院学則に定めている。これを踏まえ、各研究科、専攻、コース又は講座ごとに学位授与方針を定め、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程においては、冊子『宇都宮大学の修士課程教育2015—学生の皆さんへの約束』にまとめている。

例えば、国際学研究科では、「修了認定の基準（ディプロマ・ポリシー）」として、以下のとおり定めている。

「本研究科では高度専門職人として要請される以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得したことに加え、修士論文を提出し、最終試験の審査に合格した者に対して「修士（国際学）」の学位を授与します。

- ・グローバル共生の視点に基づく国際問題の的確な分析能力・異文化理解能力
- ・市民レベルの実践的国際交流・貢献能力
- ・調査分析能力と問題解決能力、企画・提言能力
- ・コミュニケーション能力
- ・情報処理能力

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価の基準は、大学院学則に定めている。個別の授業科目における成績評価基準は、シラバスの「成績評価」という項目で示し、学生に周知を図っている。

成績評価に当たっては、授業の到達目標に照らして学生の学習到達状況を検証し、これを単位認定につなげている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

大学院課程における成績評価等の客観性、厳格性を担保するための措置として、評価方法・評価基準をシラバスに明記している。

学生からの異議申立てについては、修学支援課（工学研究科においては学生係）を窓口として、「成績評価に対する申し立て申請書」により申請を受け付け、組織的に対応する体制を、平成27年12月に整えている。

これらのことから、成績評価の異議申立てについては組織的な取組となっていないものの、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

学位論文に係る評価基準は、研究の目的・意義・独創性、研究の方法、論証方法と結論、論文の形式・体裁等について研究科ごとに定められており、各研究科の学生便覧に記載し学生に周知を図っている。

学位論文の審査体制については、学位規程に定められている。修士課程及び博士前期課程については、修士論文を研究科長が受理した後、論文審査及び最終試験等を研究科委員会に付託している。審査委員を3人以上（うち教授は1人以上）選出し、審査委員は審査終了後に審査結果を研究科委員会へ報告、研究科長は学長に文書をもって報告し、学長が学位を授与している。

農学研究科農業環境工学専攻においては、評価・審査の客観性・厳格性を保証する措置として、専攻全体で3回の研究発表（計画発表（1年目12月）、中間発表（2年目10月）、最終発表（2年目2月））を義務付け、それぞれにおいて、3人以上の審査員による審査を実施している。

博士後期課程については、学位授与申請書に所定の書類を添えて学長に提出し、学長は直ちに研究科長に論文審査及び最終試験等を付託している。研究科長は研究科委員会へ論文審査及び最終試験等を付託し、研究科委員会は審査委員を5人以上（うち教授3人以上含む）選出し審査している。審査委員は審査終了後、審査結果を研究科委員会に報告し可否の議決をすることとしている。結果は学長へ文書により報告し、学長が学位を授与している。

専門職学位課程についても、学位授与方針に従って修了認定基準を定め、学生便覧に記載し学生に配布

するとともに、ガイダンスを通して周知を図っている。

学位論文審査の必須評価項目として、「研究目的、意義、独創性について」、「研究の方法について」、「論証方法と結論について」、「論文の形式、体裁について」を設けており、それぞれの評価を通して研究倫理の確認を行っている。また、複数指導体制の下で、中間発表、最終発表、最終審査・評価を実施しており、不正の有無について確認を行っている。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学士課程における教育課程の編成・実施方針を学科、課程又はコースごとに定め、カリキュラム・ツリー等により構造化した形で、学生にわかりやすく示している。
- 工学部では、平成 26 年度より授業開発、授業改善の取組を支援するための学内経費である教育プログラム支援経費を活用し、土曜日の午前中に基礎数学、基礎物理等について学生の疑問に答える個別対応の「寺子屋」を実施している。
- 工学研究科（博士後期課程）においては、平成 23 年度より東フィンランド大学自然及び森林科学部・研究科と、また、平成 24 年度よりアイルランド国立大学ダブリン校理学研究科と、それぞれ国際交流協定に基づくダブル・ディグリー・プログラムを締結し、2人の学生が留学し、1人が平成 25 年度に博士の学位（ダブル・ディグリー）を取得している。
- 文部科学省プロジェクト経費「学生の習熟度の多様性に対応した総合的多面的英語教育改革」（平成 21～23 年度）の採択を契機に、基盤教育英語プログラム（E P U U : English Program of Utsunomiya University）として、全学生に対する実践的な英語運用能力の向上を目標に、T E S O L 有資格教員と外国人教員による習熟度別教育や個人クリニック、トップ層への「Honors Camp」等から編成される基盤教育英語プログラムを持続的に発展させている。この成果が大学英語教育学会において評価され、「平成 25 年度大学英語教育学会賞（実践賞）」を受賞している。
- 平成 21 年度文部科学省「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」に「地域の大学連携による学生の国際キャリア開発プログラム」（平成 21～23 年度）が採択され、国際的専門知識、外国語運用能力、国際的実務能力を身に付ける実践的教育を実施しており、支援期間終了後も国際キャリア教育を授業科目として継続している。
- 平成 25 年度文部科学省大学 C O C 事業に「とちぎ高齢者共生社会を支える異世代との協働による人材育成事業」が採択され、地域的な課題である高齢者に関する課題を学生自らの問題としてとらえ、共生するための知識やスキルを身に付ける教育を地域との協働により全学的に行っている。
- 平成 26 年度文部科学省「大学教育再生加速プログラム」に「新たな地域社会を創造する 3 C 人材の養成—アクティブ・ラーニングの体系化と行動的知性学修評価システムの開発—」が採択され、全学的な教育改革を一体的に推進するために教育改革推進室を設置し、「能動的学習を促すアクティブ・ラーニングの深化と拡充」「ルーブリックによる行動的知性学修評価システムの開発」「能動型学習を実現する教授能力・資質の向上」を三位一体で実行し学士課程教育の質的転換を図っている。

【更なる向上が期待される点】

- 大学コンソーシアムとちぎ、栃木県及び栃木県経済同友会と連携する取組が平成 27 年度に「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」の地域人材コースに採択され、海外留学と海外インターンシップの拡充に結び付いている。
- 平成 27 年度科学技術振興機構「グローバルサイエンスキャンパス」に、工学部、農学部、教育学部の連携による「君が未来を切り拓く！～宇大の科学人材育成プログラム～」が採択され、地域の才能育成拠点として高大連携を進めている。
- 平成 27 年度文部科学省COC+に「輝くとちぎをリードする人材育成地元定着推進事業」が採択され、地域志向科目の整備等により地域に貢献できる人材の育成に取り組んでいる。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

学士課程における平成22～26年度の標準修業年限内の卒業率は、国際学部が46.7～71.7%、教育学部が87.2～91.0%、工学部が74.5～81.5%、農学部が80.7～91.8%であり、同期間における「標準修業年限×1.5」年内卒業率は国際学部が90.8～97.6%、教育学部が94.5～97.0%、工学部が84.4～92.9%、農学部が89.5～95.8%である。

修士課程及び博士前期課程における同期間の標準修業年限内修了率は、国際学研究科が75.0～88.4%、教育学研究科が85.0～91.9%、工学研究科が91.5～95.0%、農学研究科が78.9～88.3%であり、「標準修業年限×1.5」年内修了率は国際学研究科が82.7～100%、教育学研究科が89.2～93.3%、工学研究科が93.9～95.2%、農学研究科が81.6～92.0%である。博士後期課程における同期間の修業年限内修了率は、国際学研究科が0.0～66.6%、工学研究科が47.0～65.5%であり、「標準修業年限×1.5」年内修了率は国際学研究科が50.0～100%、工学研究科が56.7～73.0%である。

平成22～26年度の在籍者数に対する退学者の割合は、学士課程については1.1～1.4%、修士課程及び博士前期課程については2.1～3.7%、博士後期課程については1.5～6.5%である。休学者の割合は、学士課程については2.5～3.3%、修士課程及び博士前期課程については2.9～5.1%、博士後期課程については7.4～13.3%である。なお、休学者数には留学を理由とするものを含み、特に国際学部では休学者のうち約36%が留学を理由としている。

平成26年度における教育職員免許状の取得者数は、幼稚園23人、小学校157人、中学校174人、高等学校192人、特別支援学校20人である。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

- 6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

学士課程においては、すべての授業科目について、学生自身の授業への取組や満足度に関する項目を含む授業評価アンケートを実施している。同アンケートでは、例えば設問「履修した科目や関連分野への興味が増したか」に関して、平成22年度ではそれぞれの学部で3.5～4.4（5点満点）であった評価が平成25年度には4.1～4.4に上昇するなど、授業改善等の取組によって学習成果の向上を示す結果が得られている。また、工学部及び工学研究科では平成24～25年度の卒業（修了）時にアンケートを実施しており、授業満足度に関して「満足」及び「やや満足」とする割合が約65%となっている。

平成25年度に実施された学部学生を対象とした学生生活実態調査では、授業に対する満足度について

「やや不満である」、「不満である」又は「大いに不満である」と回答した学生の割合は、すべての学部で10%程度となっており、総じて授業に対する満足度が高い状況にある。

これらの授業評価アンケート及び学生生活実態調査の結果は、必ずしも学習の達成度や満足度そのものに関する学生からの意見聴取の結果ではないが、授業及び授業担当教員に対する満足度の観点から相応の学習成果を示すものといえる。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

平成22～26年度の大学院課程への進学率は、国際学部が2.9～7.1%、教育学部が5.7～11.7%、工学部が49.1～54.4%、農学部が19.8～31.5%であり、学部間の差が大きい。

就職希望者に対する就職率は、国際学部が90.7～99.0%、教育学部が93.0～98.4%、工学部が89.9～97.8%、農学部が92.9～97.8%、修士課程及び博士前期課程については、国際学研究科が42.9～73.7%、教育学研究科が92.6～95.1%、工学研究科が95.6～99.4%、農学研究科が95.7～100%である。

卒業生及び修了生の就職先業種は、製造業、教育・学習支援、公務、学術研究・専門・技術サービス等の広範囲に及んでいる。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

教育学部では、主な進路先である栃木県内の教育関係者とで組織する「宇都宮大学教育学部教員養成連携協議会」において意見聴取しており、教員となった卒業生の学校現場における評価は良好である。

農学部農業環境工学科においては、教育システム外部評価委員会を毎年開催して、学科の教育システム及び卒業生の質について意見聴取しており、教育活動について良好な評価を得るとともに、卒業生に対する評価も高い。

キャリア教育・就職支援センターにおいて、平成26年度に就職先企業等に対する大学教育の評価に関するアンケートを実施している。卒業生の仕事に関する能力についてのアンケート結果では、14項目の設問の平均点が、5点満点中3.7点であり、「基礎学力」「専門知識・技術力」「責任感」等9項目で「非常に高い」又は「高い」と感じている企業の割合が50%以上である。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

峰地区、陽東地区の2つの主要キャンパスを有し、その校地面積は峰地区が 237,263 m²、陽東地区が 178,373 m²である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計 83,459 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

峰地区には、講義室、研究室、実験・研究室のほか、教育研究支援施設（地域連携教育研究センター、雑草と里山の科学教育研究センター、総合メディア基盤センター、留学生・国際交流センター、バイオサイエンス教育研究センター等）、体育施設、課外活動施設、大学会館、食堂等を整備しているとともに、学部等附属施設として、国際学部附属多文化公共圏センター（国際学部）を有している。また、陽東地区には、講義室、研究室、実験・研究室のほか、教育研究支援施設（地域共生研究開発センター、オプティクス教育研究センター等）、体育施設、大学会館、食堂、学生寮等を整備している。学部等附属施設として、工学部附属ものづくり創成工学センターを有している。このほか、松原及び宝木地区に教育学部附属幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校を、船生及び戦場ヶ原地区に農学部附属演習林を、下籠谷地区に農学部附属農場を整備している。

平成 26 年度の各学部・研究科における講義室の授業使用稼働率は、国際学部・国際学研究科 19%、教育学部・教育学研究科 41%、工学部・工学研究科 46%、農学部・農学研究科 43%、基盤教育 44%であり、通常の講義のほか、集中講義、演習、学生の自習、課外活動等に利用されている。ほとんどの講義室に大型モニタを備え、各種マルチメディア関連装置を設置している。

耐震化率は 95.8%となっており、改修工事を進め平成 27 年度中にすべての建物の耐震化整備を完了することとしている。

また、改修や修繕に併せて、エレベーター、スロープ、誘導ブロック、多機能トイレ、自動ドア及び手すり等の対策工事を行い、障害のある学生等が円滑に利用できるよう、バリアフリー環境の充実を図っている。

安全・防犯面への配慮として、大学構内出入口に防犯カメラを設けているほか、主要建物入口には、入退館システムを導入し、セキュリティの強化を図っている。また、毎年1回実施している安全衛生コンサルタントによる事業場巡視により、安全点検を行い、問題点を発見した際には早期に改善している。

留学生・国際交流センター内にある国際交流スペースや、アクティブ・ラーニングや主体的なグループワーク等のための多目的スペース（ラーニングコモンズ等）の整備等主体的、相互交流的な学習・研究活動を促進する環境整備を全学及び各学部・研究科等において推進している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

情報ネットワークは、総合メディア基盤センターにおいて基幹システムの設計、構築、運用管理を行っている。当該センターは、国際学部、教育学部、農学部のある峰地区と工学部のある陽東地区、教育学部附属学校園（松原地区及び宝木地区）、農学部附属農場（下籠谷地区）、農学部附属演習林（船生地区）を結ぶサービスを提供している。特に、峰及び陽東のいずれの地区においても均質な情報サービスが受けられるよう10GbE超高速基幹ネットワークの上に情報サービスを展開している。

教職員及び学生の登録アカウント数は、平成26年5月1日現在、学生及び教職員実数5,616人に対して6,105個となっている。このうち学生の学習支援のための設置端末数は500台であり、設置場所は総合メディア基盤センターの教室等5室のほか、附属図書館、同分館、農学部パソコン演習室及びアグリコモンズ（学生控室）、教育学部計算機演習室、国際学部端末室、ラーニングコモンズ、工学部学生メディアルーム等の領域とし、学生が均質なコンピューティング環境を利用できるよう利便性を高めている。また、教育学部附属学校園のネットワーク及び各教室のパソコンも統合管理されている。

このほか、教育学部においては、教育学部及び教育学研究科ICT専門委員会が運用管理しているシステムが2室46台あり、これらを含め大学全体として、計16室546台のパソコンが教育用として設置されている。このうち5室79台は24時間利用可能とし、2室74台は土日祝日の利用も可能としている。

e-learningについては、総合メディア基盤センターが全学部対象の授業支援システム（Moodle）を提供し、すべての教員の授業の登録を可能としているほか、英語教育CALL教室も整備している。

平成26年度より、1年次必修の英語科目で、学生の習熟度を判定し、自動的に実力相応の問題を出す自習用e-learningシステムを導入している。また、推薦入試合格者に対する入学前学習支援を実施するための遠隔教育ツールとしてe-learningを活用しており、フォーラム機能を活かしたレポート提出や教員及び在学生との交流を行っている。

情報セキュリティ及び事業継続計画に関しては、横浜国立大学と「大学間情報戦略の協調に関する協定」を締結し、協調による事業展開、相互研修等を推進している。

Wi-Fi無線ネットワーク環境の拡充を望む学生の要望に応え、センターが提供する無線LAN環境の拡充に加え、民間のWi-Fiサービスを、峰地区及び陽東地区の延べ30か所に展開している。

大学表示、授業、就職等の情報を、学内からはクラウド活用型インタラクティブデジタルサイネージを用いて、学外からはスマートフォンを用いてアクセスできる環境を構築している。

また、地域のICT関連企業団体との協力による授業を開設し、社会においてICTがどのように活用されているかを実践的に学ぶ機会を学生に提供している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館は、峰地区の本館と陽東地区の工学部分館を置いている。本館は平成14年に放送大学栃木学習センターと合築によりリニューアルしている。館内は、閲覧室、整理室、書庫のほか、グループ学習室、AVメディア室、コンピュータ室、グループラーニング室、貴重資料室等を整備しており、学生、教

職員のみならず、地域社会に広く開放している。特に学生の夏季休業期間中は高校生にも開放している。

通常開館時間は本館9時から21時、分館9時から20時で、休業期間中は9時から17時、土日は11時から17時となっている。座席数は、本館568席、工学部分館171席である。

附属図書館の情報検索システムは、学内蔵書のほかに全国の大学図書館、国立国会図書館等の蔵書検索が、携帯電話からでも24時間利用できるようになっている。また、学内ネットワークから、国立情報学研究所のデータベースにアクセスし、学部学生でも図書・論文等の検索が行えるようになっている。

レファレンス対応として、図書館スタッフによる参考調査あるいは調査相談を行っている。附属図書館の資料等は、附属図書館学術情報資料収集方針に基づき、教育、研究及び学習に必要な図書、シラバス掲載図書、学術雑誌、視聴覚資料その他教育研究上必要な資料を系統的に収集・管理している。また、キャリア教育用図書を、平成21～26年度の6年間で、4,193冊購入している。

学生の意見を反映した図書館づくりの一環として、総額50万円の予算で、学生が書店に出向き直接本を選ぶ「学生選書ツアー」や教職員が2か月に1回、学生に読んでほしい一冊を推薦する「悠悠手にしてほしい一冊」により、学生・教職員のニーズに応えている。また、学術成果を公開する学術情報リポジトリの運用や、国立国会図書館オンライン資料収集制度（eデポ）を導入している。

平成27年4月1日現在の蔵書数は635,117冊、購入雑誌数は冊子・電子体合わせて7,362タイトルであり、外国雑誌は電子ジャーナルに移行し約6,200タイトル、視聴覚教材等はDVD-ROM、CD-ROM、VHS、マイクロフィルムを含め5,267タイトルとなっている。

平成26年度の開館日数、入館者数、館外貸出冊数はそれぞれ342日、165,995人、47,097冊であり、そのうち学生の入館者数は140,467人となっている。また、少人数のグループ学習の場としてグループ学習室、グループラーニング室を整備し学生の自主的学習等に活用されている。

図書館ウェブサイトには開館日程や利用案内等を掲載し、電子ジャーナル及び所蔵文献の検索、文献複写依頼も可能としている。

施設・情報資源の利用普及の取組として、1年次学生を対象に図書館内案内ツアーを実施するほか、情報処理基礎の講義による検索講習等も行っている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生の自主的な学習を促進するために、平成23年度よりラーニング・コモンズを整備し、また、各学部・研究科の講義棟に自主的学習環境が整備されている。平成24年度にアクティブ・ラーニングに対応したラーニング・コモンズを設置し、共通多目的実験室やショールーム等の共有スペースの拡充を図っている。平成25年度、平成26年度にもラーニング・コモンズ等の自主学習スペースを拡充し、平成27年度はティーチング・コモンズを設置し、一層の有効活用を図っている。

自主的学習のためのICT環境も整備しており、総合メディア基盤センターのパソコンは、授業等が行われていないときは、自主的学習に利用することができる。

附属図書館の閲覧室やグループ学習室・グループラーニング室が整備され、平成26年度は75件293人がグループ学習室を利用している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

毎年4月に、新入生及び編入生を対象として新入生オリエンテーションを含め、学部・研究科ごとに授業の履修等についてのガイダンスを実施している。また、学部や研究科、専攻分野の特性に応じて、高年次学生を対象とするガイダンスも実施している。農学部農業環境工学科、農業経済学科及び森林科学科ではガイダンスの内容を冊子として作成し、新入生に配布している。

留学生・国際交流センターでは、留学生に対する新入生オリエンテーションを実施し、日本語科目について履修指導をしている。

各学部では、クラス担任教員（指導教員）による学生の日常生活や履修に関する指導を行っている。

これらのことから、授業科目等の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

平成 25 年度に学部学生を調査対象として、学生生活実態調査を実施しており、学習に関する学生の実態や要望を調査し分析を行っている。

教員は、学生による授業評価により、学生の理解度や満足度を把握する機会を得ている。

学生の意見を汲み上げるため、学長と学生による懇談会として毎月学長ティータイムを行っている。また、教育学部では学生と教員の意見交換会を行っている。

学習相談・助言については、オフィスアワーや指導教員による支援体制が整備されている。学部学科・専攻及びコースごとに指導教員を学年別に配置し、各学期の始めには、指導教員が学生と面談し、前学期の成績表を学生に手渡しして、学習面での個別指導をする機会を確保している。

留学生に対しては、留学生・国際交流センターに専任教員5人を配置し、必要な日本語・日本事情教育及び修学・生活上の指導助言を行っているとともに、日本語科目の授業案内やオフィスアワーの案内を提供し、更なる日本語学習が必要な留学生には日本語補講を実施している。

障害のある学生が在籍する場合は、その都度、ノートテイク、手話等の支援を実施している。また、障害の有無に関わらず、保健管理センターと学生なんでも相談窓口が窓口となって学習支援に関する相談を受け付け、特別な支援を必要と判断した場合は、本人了承のもと必要部署及び指導教員と連携を図り対応しており、大学ウェブサイトにおいても周知を図っている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

サークル活動に必要な部室は確保されており、平成 25 年度に3体育館（体育館、第2体育館、陽東体育館）の照明のLED化、野球場の整備等を行い、各施設は有効に利用されている。

入学式の際には、学生で組織する新歓・学祭実行委員会代表が、サークルの新歓活動及び大学祭の説明を行い、学生のサークル参加を促している。また、サークルの新歓活動及び大学祭の運営に係る物品援助及び貸与を行っている。

課外活動団体への支援として、必要物品の購入、各種大会運営経費等の補助、大会出場のための旅費の支給、指導者招へいのための謝金及び旅費の支給等を行っている。また、保護者による学生支援組織である宇都宮大学学生後援会からも学生の旅費の一部支給等の支援が行われている。

認定課外活動団体の次期リーダーを対象に、サークルリーダー研修会を開催しており、平成 25 年度より毎年、全団体の受講を義務付けている。また、活動中の事故に対応するため、体育系団体を対象に、消防署員による心肺蘇生やAEDの使用方法についての救命救急講習会の受講を促している。年に4～5回、学生の生活安全の支援の一つとして学生生活講習会を開催している。

学生応募型プロジェクトの支援として、学生主体で企画・実施する地域貢献等事業を募集し、毎年 10 数件の事業に対し活動経費を支給している。平成 26 年度は 13 件、計 1,664,996 円を支給している。また、学生のボランティア活動への支援として東日本大震災直後より、岩手県・宮城県を中心に、継続して被災地ボランティアを実施している学生団体等への支援や、地域からのボランティア募集に対する学生への周知、使用物品等の貸出等を行っている。

学生の学術研究活動、課外活動、社会活動において顕著な業績を挙げた者に対し学長が表彰する学生表彰制度を設け、平成 26 年度からは、これら三つの活動の受賞者の中から、地域に貢献する顕著な取組を行った者を表彰する地域貢献賞を新設し、制度の拡充を図っている。平成 26 年度は団体 18 件、個人 32 件、合計 50 件の学生表彰を行っている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

生活支援等に関しては学生生活実態調査で学生生活、健康状態及び課外活動等の各種質問項目を設け、学生のニーズの把握に努めている。また、学長と学生(個人や団体)との意見交換の場として毎月学長ティータイムを開催している。学長ティータイムで聴取された要望に基づき、平成 23 年度に学生ボランティア支援室を設置し、ボランティア費用を一部負担するなど、課外活動等に係る施設整備や備品の支給を行っている。教育学部では学部学生・大学院学生と教員の意見交換会を実施することで、学生ニーズの把握に努めている。

学生からの相談に関しては、学年担任制度を設けるとともに学生相談室を全学体制(全学教職員から選出された学生相談員 30 人)で設置し、峰地区及び陽東地区にそれぞれインターカーを配置し、学生生活全般の相談に応じている。特に、修学・履修、健康、進路・就職、メンタルヘルス、生活・経済、対人関係、留学、セクシュアル・ハラスメント等人権侵害、課外活動、その他の悩みについて専門部署や担当者を置き、相談先がわかる場合は直接、わからない場合は学生なんでも相談窓口で内容ごとに受け付け、各専門部署等を案内し対応している。

入学手続き時に、病歴等を確認するための保健調査票と精神面の健康状態を確認するためのメンタル健康調査票の提出を必須とし、保健管理センターにおいて、入学前から学生の健康状態を把握している。入学時期には、大学生協学生委員会の学生の協力を得て「新入生お悩み相談会」を実施し、大学生活に関する様々な相談に応じている。日常の心身に関する健康面については、保健管理センターに専任の医師 2 人、看護師 3 人が常駐し対応している。さらに、学生のニーズに適切に対応するため、専門科の学校医やカウンセラーを加え、毎日相談に応じられるように配置している。

進路・就職相談に関しては、キャリア教育・就職支援センターにおいて、キャリアアドバイザー4人とジョブサポーター2人を配置し、毎日相談できる体制を整えている。また、就職相談体制のほか、就職未内定者に対する直接指導や求人開拓等を指導している。学校教育教員養成課程の教員就職に関しては、教職センターの前身である教育実践推進室や就職支援室による支援により、教員就職率が平成22年度からの5年間で50%台から70%台へと大きく上昇しており、文部科学省調査による全国平均をおおむね10%上回っている。

平成24年度以降の学士課程及び大学院課程の全入学者は、学生教育研究災害保険及び学生教育研究賠償責任保険に全員加入することとし、正課や学校行事並びに課外活動等における不慮の事故等における負担の軽減を図っている。

留学生に対する生活支援として、入学時期の4月及び10月に、新入留学生を対象としたオリエンテーションや説明会を実施し、栃木県警と協力し日本における生活上のルールや習慣・防犯・安全等の指導を行うほか、国際交流会館の入居者に対し、入居説明会を実施している。また、学生から選出する留学生アドバイザーが、来日直後の留学生の住民登録や国民健康保険等の諸手続き、履修登録等のサポートや、留学生と日本人学生との交流イベントを行っている。

留学生に対する連絡事項は、留学生・国際交流センターのソーシャル・ネットワーキング・サイトや学内掲示で行っているほか、特に重要な事項、緊急連絡等は、日本語、英語、中国語の3か国語で掲示している。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

学生への主な経済的支援として、学費負担者の死亡、風水害等の被災、経済的理由等により納付が困難と認められる場合、入学料免除と授業料免除を行っており、大学ウェブサイト及び学内掲示にて周知を図っている。新入学生に対しては、合格者に送付する入学の手引に記載することにより、1年次前期から制度を利用できるようにしている。また、授業料免除等の事前相談会を実施している。平成26年度においては、入学料全額免除15人（学部学生10人、大学院学生5人）、入学料徴収猶予34人（学部学生9人、大学院学生25人）、大学院課程における入学料半額免除12人、授業料全額免除906人（学部学生704人、大学院学生202人）、授業料半額免除260人（学部学生174人、大学院学生86人）を実施している。

また、日本学生支援機構奨学金について、合格者に送付する入学手続きに関する手引に記載するほか、大学ウェブサイトでも案内している。平成26年7月において、約4割の学生が日本学生支援機構奨学金の貸与を受けている。また、奨学金の説明会の際に、日本学生支援機構以外に各市町村奨学金等もある旨を説明した上、掲示によりその詳細の周知を図っている。

大学独自の給付型奨学金として、学業奨励奨学金（10万円）を設けて、成績優秀者について単年ごとに奨学金を給付して経済支援を実施し、平成26年度は、学部学生36人、大学院学生11人に奨学金を給付している。また、地元篤志家による寄附金により、平成22年度に「増山奨学金」を創設し、大学院学生に対する経済的支援を実施している（平成26年度は19人に支給）とともに、平成25年度には、理系大学院学生を対象とした「斎藤裕奨学金」を創設し、優れた研究により各研究科より推薦があった学生に対し、奨学金を支給している。平成26年度は4人の学生に各100万円給付している。

このほか、留学生に対する経済的支援として、日本学生支援機構の学習奨励費や各種奨学金について、留学生・国際交流センターのソーシャル・ネットワーキング・サイトや学内掲示等で案内し、留学生専門委員会で選考を行っている。

宇都宮大学

平成 25 年度から本格実施した国際インターンシップについては、参加の動機付けと参加者の経済的負担の軽減のため、大学の資金による助成金を設置し、渡航費の一部を支援している。

学生寮に関しては、第1寮（男子学生用・定員 36 人）、第2寮（女子学生用・定員 44 人）、雷鳴寮（男子学生用・定員 36 人）、陽東寮（男子学生用・定員 70 人及び留学生用・定員 10 人）及び国際交流会館（留学生用・65 室）が設置されている。平成 22 年度から 27 年度において、4 月時点の学生寮の入居率はほぼ 100%である。国際交流会館については、4 月及び 10 月時点の入居率は 82~100%である。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 自己資金や寄附金による大学独自の多様な奨学金制度を設け、学生に給付している。

基準8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

教育研究水準の向上及び目的達成のため、自己点検・評価する旨を学則に定めている。これを踏まえ、「教育の内部質保証に関する方針」を策定し、各学部・研究科や委員会等において、内部質保証に関するそれぞれの取組を行っている。

大学機関別認証評価や国立大学法人評価等全学的に取り組む評価活動に当たっては、学長が指名する理事を委員長とした点検・評価委員会が企画広報部と連携して自己点検・評価活動を統括するとともに、評価結果への対応を促している。

教務、入試、学生、留学生・国際交流、就職等の学務関連データは担当理事の下に一元化され、教育研究評議会の下にある教育企画会議で検証している。また、目標・計画に対応した取組状況については点検・評価委員会が集約し、教育関係の点検・評価の結果は担当理事を通じて教育企画会議及び全学教務委員会に示されて改善が図られる体制にある。

学生の履修状況及び授業に関する基礎的データと資料は、主として学務部が収集・蓄積に当たっている。また、教育課程の編成や改善の検討に必要なデータと資料は、各学部教務委員会及び基盤教育センターをはじめとする教育研究支援施設が収集・蓄積に努めている。あわせて、情報戦略・IR室において各種データの収集・蓄積を行っているほか、教員情報データベースを構築し、教員情報の収集・蓄積を行っている。各学部・研究科等においても、教育の取組状況や学習成果の達成状況を検証・評価するために、評価委員会等を組織して、それぞれ自己点検・評価及び改善のための取組が行われている。また、学内の教育改善経費として、宇大教育個性化プロジェクト（学内GP）（平成26年度実績9,000千円）、教育充実・改善支援（平成26年度実績2,251千円）を設け、各学部・学科における独自の教育改善策に対し財政的補助を実施している。

これらのことから、教育の取組状況や学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学士課程においては、学生による授業評価アンケートを半期ごとに実施しており、結果を報告書にまとめて各授業担当教員へ返却している。授業評価アンケートの結果を受けて、視聴覚機器の効果的な活用等の取組が行われている。アンケート結果を参考に優れた講義を行っている教員に、毎年度ベストレクチャー

賞を授与し、教員相互の授業改善の意識向上に役立っている。ベストレクチャー賞の受賞授業については、授業内容の動画をウェブサイトに掲載し、広報活動にも活用している。また、授業期間の途中で、授業改善に役立っていることを目的とする中間アンケートを実施して学生の意見聴取を行っている。

このほか、学生の意見を直接聴く機会として、学長ティータイムを毎月1回程度実施している。農学部では目安箱を設置し、年間を通して要望聴取等を行っている。国際学部・国際学研究科、工学部・工学研究科では、卒業（修了）時に学生に対するアンケートを実施している。

教育学研究科では、平成22年度より「教育学研究科・院生と教員の意見交換会」を毎年開催し、単位認定や成績評価、指導教員等による指導体制について意見聴取している。聴取された意見を基に、教育学研究科教務委員会において改善策を検討するとともに、研究科委員会に報告している。

学生生活実態調査等、複数の手段で学生からの意見聴取を行っているものの、学習の達成度や満足度を把握するための意見聴取は必ずしも有効かつ十分には行われていない。

これらのことから、学習の達成度や満足度に係る学生からの意見聴取に改善が望まれるが、大学の構成員の意見の聴取はおおむね行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学外関係者の意見聴取の機会として、理事や県内の産業界から選出された委員による「産業界のニーズに対応した教育改善のための産官学会議」を通じて、産業界から意見聴取を行い、産業界のニーズに対応したキャリア開発科目の高次化及び産官学地域共同によるインターンシップの高次化に関し、キャリア教育・就職支援センターにおける「課題発見・解決型インターンシップ」、留学生・国際交流センターにおける「国際インターンシップ」、国際学部における「国際キャリア合宿セミナー」等教育プログラムの改善を図っている。

卒業生の就職先関係者、同窓会関係者及び保護者等との懇談やアンケートにより意見聴取等を行っている。

学外委員を含む経営協議会においても、教育に対する意見聴取を行っている。栃木県内高等学校進路担当教諭との連絡協議会も毎年実施しており、教育関係者の意見を聴取する機会を設けている。

各学部・学科等において外部評価を実施し、学外者の意見を聴取している。

これら学外関係者から得られた意見は、次年度以降の計画に反映するとともに教育の質の改善・向上に活かしている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

全学的なファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）については、平成20年度に教育研究評議会において策定した「FDの活性化について」に基づき、毎年9月に「全学FDの日」を設け、全学シンポジウム及び各学部個別FDを実施している。平成26年9月29日に実施された全学FDの日における教員の参加率は、全学シンポジウムにおいては国際学部76.9%、教育学部54.0%、工学部61.7%、農学部42.5%、各学部個別FDにおいては国際学部71.8%、教育学部58.6%、工学部75.8%、農学部51.3%となっている。

また、ベストレクチャー賞の受賞授業について、授業者による授業実践の紹介や、教員相互の授業参観も実施している。各教員は学生による授業評価アンケートや授業評価中間アンケートの結果を、授業改善に活かしている。

各学部においても、それぞれの特性に応じたFDを実施しており、平成26年度においては、国際学部で12回、教育学部で7回、工学部で4回、農学部で5回のFDを実施している。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

学生支援を担当する事務職員に対しては、教育活動支援の質の向上を目的とした研修会等に積極的に参加させており、平成26年度における研修等の参加実績は、17回30人である。

学生の実験・実習を補助する技術職員に対しては、職務に必要な専門的知識や技術の修得を目的とした研修会や講習会等に派遣することで、資質向上を図っており、平成26年度における研修等の参加実績は、17回55人である。

TAに対しても必要に応じ指導を行っており、全学で『TAのための手引書』を作成し、特に農学部応用生命学科においては講習会を独自に行っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 学習の達成度や満足度に関して、有効かつ十分な学生からの意見聴取が行われていない。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 26 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 79,194,265 千円、流動資産 1,982,168 千円であり、資産合計 81,176,433 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 6,470,716 千円、流動負債 1,839,409 千円であり、負債合計 8,310,125 千円である。これらの負債のうち、学生寮整備のための長期借入金 71,928 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成 22 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、大学ウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成26年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用10,171,902千円、経常収益10,358,187千円、経常利益186,285千円、当期総利益は180,032千円であり、貸借対照表における利益剰余金424,445千円となっている。なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、毎年度予算編成方針を予算調整会議の審議後に学長が決定し、それに基づいて、予算調整会議、教育研究評議会、経営協議会、役員会の審議を経て学長が予算配分を行い、予算の戦略的・効率的な配分に努めている。教育研究活動に対する経費として、基盤的教育研究費を予算計上し、各部局へ一括配分している。

さらに、教育支援経費として教育改善経費、教育実習等特別経費、情報処理教育経費へ、研究支援経費として、若手萌芽の研究プロジェクト経費、個性化プロジェクト経費、RA経費等に配分している。

また、施設・設備に対する予算配分については、キャンパスマスタープラン及び設備マスタープランを策定の上、教育研究環境改善経費として予算を計上している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が、企画戦略会議、教育研究評議会、経営協議会、役員会の議を経て文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

さらに、大学ウェブサイトに説明文を付して公開している。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき、監査計画を作成し、業務及び会計を対象に監査を実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、学内に独立した監査室を設けて、会計監査規程に基づき実施している。

また、監事、会計監査人、監査室が緊密な連携を保ち、積極的に意見交換を行い、効率的な監査に努めている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

役員として、学長、理事4人（企画・広報担当、研究・産学連携担当、教育・学生担当、総務・財務担当）及び監事2人を置いている。学長は、大学を代表し、その業務を総理している。その下で、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を設置し、大学の管理運営及び教育研究に係る重要事項の審議を行っている。学部長等の選出においては、学部又は研究科から推薦された3人の候補者に対して、役員が面接を行っ

た上で学長が決定する方式としている。

管理運営に関わる事務組織とその所掌は、事務組織規程に基づいて、監査室（2人）、企画広報課（10人）、総務課（16人）、財務課（11人）、経理課（14人）、施設課（10人）、修学支援課（11人）、学生支援課（6人）、入試課（6人）、留学生・国際交流課（4人）、キャリア教育・就職支援室（4人）、基盤教育事務室（2人）、研究協力・産学連携課（10人）、図書課（7人）、国際学部事務部（5人）、教育学部事務部（10人）、工学部事務部（10人）、農学部事務部（14人）及び総合メディア基盤センター事務室（3人）を置き、業務の遂行に必要な人員を配置している。大学院の事務は、該当する各学部の事務組織及び学務部が行っている。

危機管理に係る体制は、危機管理マニュアルを整備し、通常における危機管理体制及び災害発生時の基本体制等を定めている。毎年、火災や地震の総合訓練等を実施しているほか、緊急メール（緊急連絡／安否確認サービス）を整備し、大地震や新型インフルエンザ等の極めて重大な災害においていち早く安否確認や人命の安全を確保し、大学業務を継続するため、学長の判断により運用することとしている。また、理事（研究・産学連携担当）を室長とする不正防止計画推進室を設置し、研究費等の不正使用防止計画を策定して大学構成員に周知を図るとともに、研究費不正使用及び研究活動不正行為に関する教育を実施し、理解度チェック及び誓約書の徴収を実施するなど、研究費不正使用防止のための体制を整備している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

教職員に対しては、「女性職員と学長との意見交換」及び「学長と若手職員の懇談会」といった、学長と教職員が直接対話できる機会を設けることにより、意見やニーズを把握している。平成27年度においては、若手教員（50歳未満）全員を対象とした学長との意見交換会を、学科・専攻・系ごとに行っている。

学生の意見を直接聴く機会として、学長ティータイムを毎月1回程度実施しており、平成24年度の学長ティータイムで要望があった、24時間利用可能な学生共有スペースの整備・拡充に対し、ラーニング・コモンズをはじめとした施設を拡充している。

平成24年度に若手職員からの発案により、若手職員SDグループとして「宇大あび〜る隊！」及び「学生窓口対応向上グループ」を創設し、「宇大あび〜る隊！」は広報のためのオリジナルキャラクターを学内公募により作成、「学生窓口対応向上グループ」は窓口サービスの向上を目的として「学生対応モットー及び学生対応行動指針」を策定している。

経営協議会では、学外委員から大学改革の方向性に対応した経営改善等の提言（地域の持続的発展につながる大学改革、学生のキャリアパス、オプティクス教育研究センターの戦略、リスク管理等）を受け、その対応状況について大学ウェブサイトで公開している。さらに、学外委員の教育研究活動等に関する理解の深化を目的として、農学部附属農場やオプティクス教育研究センター等の視察を実施し、幅広く意見聴取できる取組を行っている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

国立大学法人法に基づいて2人の監事を置き、業務を監査している。監事は、大学の理念、中期目標・

中期計画に基づいて、監査計画を策定し、大学経営全般にわたり、書類監査及び実地監査を行い、監査結果を学長に報告するとともに、意見を述べている。

監査は、監査計画に基づき、業務及び会計について、毎年中間監査及び期末監査が実施されている。監査の実施に当たっては、監査室の職員が監事監査規程に基づく補助職員として、監査業務の補助及び連絡調整を行っている。

監査結果及び監事の意見等に対する取組（改善）状況については学内に周知が図られ、大学ウェブサイトでも公開している。

監事は、役員会、教育研究評議会、経営協議会をはじめとする全学的な諸会議に出席し、運営状況の把握に努めるとともに、学内施設の視察等を通じて業務実施状況の把握に努めている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

職員研修規程に基づき、職務遂行に必要な知識、技能等を修得するために、新任職員研修、語学研修、情報システム研修等の学内研修を実施するとともに、国立大学法人等部課長級研修、国立大学法人若手職員勉強会、関東甲信越地区国立大学法人等で実施される各種研修等の学外における諸機関主催の研修にも参加させている。平成26年度においては、計14回延べ81人が参加している。

平成24年度に若手職員からの発案により、若手職員SDグループを設置し、若手職員が自由な課題を設定し、自発的に活動することで、自己啓発を促し職員としての資質向上を図っている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

自己点検・評価に係る体制としては、理事（企画・広報担当）を委員長とし、各学部から選出された教員、事務部の課長で構成される点検・評価委員会が中心となり全学的な点検・評価業務を行っている。

中期目標・中期計画の達成状況及び各年度の年度計画の実施状況については、国立大学法人評価委員会による法人評価に対応した自己点検・評価を行い、その結果を「業務の実績に関する報告書」として点検・評価委員会に提出している。当該報告書は、各部局から提出された進捗状況点検表等により点検・評価委員会において検証の上、取りまとめを行っている。また、毎年度の中間に、進捗状況の確認を行い、結果進捗が遅れていると評価された事項に関しては、年度計画の着実な達成に向けて取組を充実するよう各部局へ促すとともに、自己点検・評価結果を教育研究評議会等に報告し、課題の共有・周知を図っている。

平成27年度に大学機関別認証評価を受けるため、大学の活動の総合的な状況について自己点検・評価を実施し、平成27年6月に自己評価書を作成している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

国立大学法人として、中期目標・中期計画の達成状況及び各年度の年度計画の実施状況について自己点

検・評価を行い、国立大学法人評価委員会による毎年の業務実績評価及び6年ごとの中期目標期間評価を受けている。また、平成20年度に大学評価・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価を受け、同機構が定める大学評価基準を満たしているとの評価結果を得ている。

また、国際学部及び教育学部においては、それぞれの特性に応じた外部評価を受けており、工学部及び農学部においては、JABEEによる技術者教育プログラムの認定を受けている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

中期計画に基づく年度計画の実施状況について、各学部・研究科等から提出される中間時点での進捗状況を点検・評価委員会が点検・評価を行い、その結果進捗が遅れていると評価された事項に関しては、各学部・研究科等へ進捗を促すとともに、点検・評価結果を教育研究評議会等に報告し、課題の共有・周知を図っている。点検・評価委員会からフィードバックを受けた各学部・研究科等では、さらにそれぞれの担当委員会等を中心に、事業の推進に取り組んでいる。

各事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間に係る業務の実績に関する国立大学法人評価委員会の評価結果並びに大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価の評価結果は、役員会や経営協議会、教育研究評議会等で報告され、大学全体で共有し各学部・研究科等において改善に努めるとともに、大学ウェブサイトで公表している。

第1期中期目標に係る業務の実績に関する評価結果において指摘を受けた、外国人教員の増加については、外国人教員の積極採用を学内に促し、必要な環境整備を進めて外国人教員の増加を図っている。平成25年度業務の実績に関する評価結果においては、飲酒事故の防止のための組織的な取組が求められるとされており、冊子の配布、学内掲示、研修会の実施等により適正飲酒を促し、飲酒事故を起こした課外活動団体の処分、課外活動団体の認定方法の見直し等により再発防止に努めている。

また、平成20年度に受審した大学評価・学位授与機構による認証評価結果において「改善を要する点」として指摘された教育学研究科における教員数については教育学研究科の改組により、教育研究活動等に係る情報発信については、大学ウェブサイト等広報媒体の充実により改善を図っている。入学定員超過率については、平成20年度に指摘を受けた国際学研究科（博士後期課程）において依然として高いが、大学院課程の入学定員の見直しを検討するなど、入学定員と実入学者数の関係の適正化のための取組を行っている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学長ティータイムを毎月1回程度の頻度で開催していることをはじめ、女性職員と学長との意見交換、学長と若手職員の懇談会等、学長と学生及び教職員が直接対話できる機会を設け、構成員の意見やニーズを把握し、その反映に努めている。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の理念と方針・教育目標は、大学ウェブサイトに掲載し、広く社会に公表している。また、学則に目的を明示し、理念や方針を掲載した『宇都宮大学ガイドブック』を冊子として、教職員や学生、報道機関、自治体等の学外機関へ合計 40,000 冊配布している。

学士課程においては、各学部の履修規程に、大学院課程においては各研究科細則に、それぞれの目的を定め、大学ウェブサイトで公表している。また、養成しようとする人材像等を学部案内や履修案内に掲載し、教職員・学生及び高等学校、志願者等へ配布して周知を図っている。

新入生に対しては、各学部等の新入生オリエンテーションやガイダンスにおいて履修案内等を配布し、各学部・研究科の理念や目的等の周知を図っている。留学生等にも大学の目的等を周知するため、大学ウェブサイトにおいて英語表記のページを用意している。

新規採用教職員に対しては新任職員研修会を実施し、大学の目的や中期目標・中期計画及び大学改革の状況等について研修を行っている。

また、新入生オリエンテーションや新任職員研修会において、大学の理念等の周知を図っている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は、大学ウェブサイト、入学者選抜要項、学生募集要項等で公表し、周知を図っている。

入学希望者に対しては、オープンキャンパスを利用した入試・進学相談会、教職員の高等学校訪問等において入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針の周知を図っている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

学校教育法第 109 条第 1 項に規定される自己点検・評価の結果、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条第 1 項及び同法施行令第 12 条第 2 項に規定される組織、業務、財務等の情報については、大学ウェブサイトのトップページに「情報公開」のバナーを置き、学校教育法第 113 条に規定される教育研究活動及び学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される教育研究等の活動状況については、「情報公開」の下に置かれている「教育情報の公表」等で公表している。

宇都宮大学

また、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定する、教員の養成の状況についても「情報公開」の下に置かれている「教員の養成の状況についての情報」で公表している。

大学ガイドブックや大学広報紙『Uunow』に掲載・配布することにより、当該大学の様々な取組を社会に発信している。

このほか、大学の「生の姿（ライブ）」を伝えることを目的に、授業の様子や研究成果、キャンパスの雰囲気や地域とのつながり、OB・OGの活躍等を紹介する動画サイト「U-Tunes」をインターネット上で公開している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 宇都宮大学

(2) 所在地 栃木県宇都宮市

(3) 学部等の構成

学部：国際学部、教育学部、工学部、農学部

研究科：国際学研究科（博士前期・後期課程）、

教育学研究科（修士課程・専門職学位課程）、

工学研究科（博士前期・後期課程）、農学研究

科（修士課程）、連合農学研究科（博士課程）

関連施設：地域連携教育研究センター、雑草と里

山の科学教育研究センター、総合メディア基盤

センター、留学生・国際交流センター、地域共

生研究開発センター、バイオサイエンス教育研

究センター、附属図書館、保健管理センター、

キャリア教育・就職支援センター、基盤教育セ

ンター、オプティクス教育研究センター、教職

センター

学部附属施設：国際学部附属多文化公共圏セン

ター、教育学部附属学校（幼・小・中及び特別支

援）、工学部附属ものづくり創成工学センター、

農学部附属農場、農学部附属演習林

(4) 学生数及び教員数（平成27年5月1日現在）

学生数：学部 4,160 人、大学院 768 人

専任教員数：304 人、助手数：1 人

2 特徴

宇都宮大学は、北関東に位置する栃木県の県都である人口 52 万人の宇都宮市にある。

その生い立ちは、栃木師範学校及び宇都宮農林専門学校を母体とし、昭和 24 年に学芸学部（現教育学部）と農学部の 2 学部からなる新制国立大学として発足した。その後昭和 39 年に工学部が、平成 6 年には国際学部が設置され、4 学部からなる中規模総合大学として今日に至っている。

また、宇都宮大学は、「地域に学び、地域に返す、地域と大学の支え合い」をモットーとしており、「豊かな発想を地域に、新たな知を世界へ」をキャッチフレーズに教育研究並びに社会貢献活動を展開している。

なお、「全国大学の地域貢献度調査」においては、調査が開始された平成 18 年度に全国第 1 位となって以降、トップ 10 に 8 回ランキングされるなど高い評価を受けている。

本学では、共有する大学改革と人材育成の根本理念として、「3C 精神」：すなわち新たな地域社会の変革を担うべく、「主体的に挑戦し (Challenge)、自らを変え (Change)、社会に貢献する (Contribution)」をモットーとしている。また、「日本で最も学生を大切に育てる大学」、「日本で最も地域から信頼される大学」及び「あらたな知を創造し続ける大学」を目指して、組織の改革や人材養成を進めている。

大学規模の特性“顔の見える距離感”を生かしたきめ細かな教育を最も重要な役割と考え、基盤教育と専門教育を有機的に結びつけた 4 年一貫教育を通して問題解決能力を身に付け、“あらたな社会”を拓き支える人材を養成している。特に、教育の透明性を高め、学生をどのような教育によって、どのような人材を養成するかを内外に具体的に示した「教育プログラムシラバス：宇都宮大学の学士課程・修士課程教育 2015—学生の皆さんへの約束—」を作成・配付し、教育体系の見える化と質保証を図っている。

また、教育研究のさらなる活性化に資するため、競争的資金の継続的な獲得に積極的に取り組んでいる。

- ・文部科学省プロジェクト「学生の習熟度の多様性に対応した総合的多面的英語教育改革」（平成 21 年度～23 年度）を契機に全学生に対する実践的な英語運用能力の向上をめざし、基盤教育英語プログラムを持続的に発展させており、この成果が大学英語教育学会において高く評価され、「平成 25 年度大学英語教育学会賞（実践賞）」を受賞している。

- ・文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学 COC 事業）」（平成 25 年度～29 年度）を活用し、地域課題に関連した教育を全学の教育課程の中に位置づけている。

- ・文部科学省「大学教育再生加速プログラム」（平成 26 年度～30 年度）に採択され、前述した「3C 人材」の養成に取り組んでいる。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1. 目的

本学では、学則第1条第1項において、以下の目的を定めている。

宇都宮大学は、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く学芸を教授研究して、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、真理と正義を愛する人格を育成して、人類の福祉と文化の向上に貢献することを目的とする。

2. 理念と方針

本学では、人類の福祉の向上と世界の平和に貢献することを理念とし、広く社会に開かれた大学として、質の高い特色ある教育と研究を実践するため、次の基本的な方針を定めている。

1. 幅広く深い教養と実践的な専門性を身につけ、未来を切り開く人材を育成します。
2. 持続可能な社会の形成を促す研究を中心に、高水準で特色のある研究を推進します。
3. 地域社会のみならず広く国際社会に学び貢献する活動を積極的に展開します。

3. 教育目標

上記の理念と方針を基に、専門に関する基礎を身につけ、広い視野とバランスのとれた判断を可能にする豊かな人間性を持った人材の育成を目指し、次の教育目標を定めている。

1. 現代社会に必要なリテラシー、幅広く深い教養と豊かな人間性、そして、知と行動力を統合した行動的知性を育成するための基盤教育を行います。
2. 実践的で専門的な知識を修得するための専門教育を行います。
3. 基盤教育及び専門教育を有機的に結びつけた4年一貫教育により、問題解決能力を身につけ、“あらたな社会”を拓き支える人材を育成します。

4. 学部の目的

本学では、学部ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、次のとおり定めている。

国際学部（宇都宮大学国際学部履修規程）

国際学部は、現代の諸問題に的確に対応し解決するために、伝統的学問の枠組みを超え、諸科学の連携による新しい学問体系「国際学」（International Studies）の基礎的・専門的知識を身につけ、地域社会及び国際社会に貢献することのできる人材を育成する。

教育学部（宇都宮大学教育学部履修規程）

教育学部は、学校教育教員及び広く社会の各分野で活躍する人物の養成を目的とする。

工学部（宇都宮大学工学部履修規程）

工学部は、基盤教育科目（初期導入科目、リテラシー科目、教養科目、基盤キャリア教育科目、留学生日本語科目及び専門導入科目をいう。）、共通専門基礎科目及び共通専門科目並びに機械システム工学、電気電子

工学、応用化学、建設学又は情報工学の専門分野に関する教育・研究を通して、幅広い視野を持ち、積極的にものづくりを志し、広く自然環境と人間社会の調和発展に貢献しうる人材を養成することを目的とする。

農学部（宇都宮大学農学部履修規程）

農学部は、持続的生物生産、環境の保全と修復、生命科学の発展と応用を共通の目標においた教育・研究を通して、地域社会並びに国際社会に貢献することのできる人材を育成する。

5. 研究科の目的

本学では、大学院学則第1条第1項において、以下の目的を定めている。

宇都宮大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

国際学研究科（宇都宮大学大学院国際学研究科細則）

第2条 博士前期課程においては、次の高度専門職業人を養成する。

- 一 国際社会研究専攻においては、調査分析能力と問題解決能力を備えた人材
 - 二 国際文化研究専攻においては、異文化理解に基づく多文化共生を推進できる人材
 - 三 国際交流研究専攻においては、市民レベルの国際交流・国際貢献活動に従事する人材
- 2 博士後期課程の国際学研究専攻においては、多文化公共圏の形成に関わる課題設定・実施の組織的監理を行う指導的専門職業人を養成する。

教育学研究科（宇都宮大学大学院教育学研究科細則）

- 第2条 学校教育専攻では、教員養成系学士課程などを卒業し教員としての基礎的な資質能力を修得した者の中から、教員としての職責を自覚し、豊かな人間性と幅広い視野をもった教育現場で求められる有力な一員となり得る教員を養成する。また、理論と実践とを密接に結合した研究・教育体制を整備し、現職教員及び社会人に対しても、継続教育の一環として充実した再学習の場を提供する。
- 2 教育実践高度化専攻では、学校現場から課題を抽出し、理論と実践の架橋・往還・融合を通して学校現場と共に組織的に課題を解決しようとする中で、多様な人々と協働しながら対応・解決できる力量を備えた、高度な教育専門職としての初等中等教育教員を養成する。

工学研究科（宇都宮大学大学院工学研究科細則）

第2条 博士前期課程では、工学についての幅広い視野と実システムへの応用力をもち、自主性と創造的能力を発揮できる人材を養成することを目的とする。

博士後期課程では、新分野に対応できる創造的能力と幅広い工学的知識を身につけ、社会の要請する工学的諸課題を自ら解決できる自立した人材を養成することを目的とする。

農学研究科（宇都宮大学大学院農学研究科細則）

第2条 本研究科では、農業・食料・資源・環境問題を解決するため、生命・生物機能・生物資源・環境・社会経済に関係する農学の領域を中心とした高度な専門知識と技術を修得し、自然や文明・社会・文化に対する豊かな教養をそなえた、地域と世界に貢献しうる高度専門職業人を養成する。

iii 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201603/daigaku/no6_1_1_jiko_utsunomiya-u_d201603.pdf